

県有財産随意契約案内書

[申込み先着順売却物件]

- ・ 物件番号 1 ～ 8

(受付期間：令和 8 年 7 月 31 日～令和 9 年 5 月 31 日)

目 次

○ 県有財産随時売払随意契約応募要領	1
1. 売払物件	1
2. 契約に必要な資格	1
3. 申込みの手続等	2
4. 物件の確認等	3
5. 契約の相手方の決定方法	3
6. 契約の締結等	3
7. 売買代金の支払い方法	4
8. 所有権の移転等	4
9. 用途の制限等	5
10. そ の 他	5
○ 契約に係る提出書類様式	7
・ 県有財産随時売払随意契約申込書（様式 1）	7
・ 誓約書・役員一覧（様式 2）	8
・ 申出書（様式 2－2）	10
・ 見積書（様式 3）	11
・ 共有合意書（様式 4）	12
・ 委任状（様式 5）	13
○ 県有土地（建物）売買契約書（案）	14
○ 銀行振出小切手の見本	19
○ 令和 8 年度県有財産随時売払（申込み先着順）物件一覧	20
○ 物件調書及び関係図面	24

県有財産随時売払随意契約応募要領

1. 売払物件

売払物件は、別添「県有財産随時売払物件一覧」のとおりです。
物件に関する詳しい説明は、物件調書をご覧ください。

2. 契約に必要な資格

次の（１）から（３）までのいずれにも該当しない方であれば、個人、法人、共有名義を問わず、どなたでも購入いただけます。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者

① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴力団対策法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

② 鹿児島県との契約等において、次のアからキまでのいずれかに該当すると認められる者でその者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないとされたもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカにより一般競争入札に参加できないとされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（２）地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定する者

地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

（３）次のアからケまでのいずれかに該当する者

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合があります。

ア 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）

第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

- ウ 役員等(※)が、暴力団員等であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて申込みしようとする法人又は個人

(※) 役員等とは

- ・ 法人にあつては、役員(非常勤の者を含む。)、支配人、営業所等(営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- ・ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

3. 申込みの手続等

申込みにあつては、県有財産随時売払随意契約申込書(様式1)、誓約書(様式2)又は申出書(様式2-2:鹿児島県に対し令和7年4月1日以降に誓約書を提出したことがある法人又は個人のうち、誓約書裏面の役員等名簿に変更の無い場合に提出できます。)、見積書(様式3)及び下記の添付書類を提出してください。

(1) 受付期間及び受付場所

県有財産随時売払物件一覧に記載してある受付期間及びそれぞれの物件ごとの担当部局

(2) 添付書類

① 個人の場合

住民票の写し、印鑑登録証明書

② 法人の場合

商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑登録証明書（代表者印）

③ 共有の場合

共有名義で申込みされる場合は共有者全員の上記①または②及び共有合意書（様式 4）

④ 登記地目に「畑」「田」の農地が含まれる物件の場合

物件所在地の市町村農業委員会又は鹿児島県知事が交付する「買受適格証明書」の写し（交付手続きには通常 1 月以上の期間が必要となりますのでご注意ください。）（該当する物件はありません。）

（3）申込方法

・持参（県の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）に限ります。

（注意事項）

- ① 提出書類の作成に要する費用は全て申込者の負担とします。
- ② 提出書類は、返却及び公表を行わず、契約事務のみに使用し、他の用途には使用しません。
- ③ 住民票の写し、商業・法人登記簿謄本・印鑑登録証明書は、申込期限の 3 か月前までに発行されたものを添付してください。
- ④ 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が申込まれる場合は、委任者の印鑑証明書を添付した委任状（様式 5）をご持参してください。

4. 物件の確認等

物件については物件調書に概略を記載しておりますが、現状引渡しとなりますので、申込みを行う前に、必ず申込者自身において現地を確認し、物件の利用等に係る諸規制について、関係機関に問い合わせる等の調査を行ってください。

なお、現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

5. 契約の相手方の決定方法

最初に売払価格を記載した見積書を提出された方を契約の相手方と決定します。（見積書の受付順により決定します。）

ただし、同時に複数の見積書の提出があった場合は、くじ引きの方法により決定します。

※ 既に売払済となっている場合は、ご容赦ください。

6. 契約の締結等

（1）売買契約書案の提出

契約の相手方に決定した方は、決定の日から 5 日以内に、記名押印した売買契約書（様式 6）の案 2 通を提出していただきます。（契約書（案）は県から交

付します。)

(2) 契約の締結

売買契約の締結は、速やかに行います。

売買契約締結と同時に、契約保証金として、売買代金の10%以上（円未満切捨て）の金額を現金、県が発行する納入通知書又は銀行振出小切手（様式参考）で納付していただきます。

なお、契約保証金は、全額を売買代金の一部として充当します。

(3) 売買契約書のうち、1通（県で保管するもの）に貼付する収入印紙その他契約の締結に必要な費用は、契約者の負担となります。

7. 売買代金の支払い方法

(1) 売買代金（契約保証金額を除いた残金）は、売買契約締結後、県が発行する納入通知書により指定した期日までに一括で納付していただきます。（契約締結の翌日より起算して30日以内）

(2) 契約者が指定した期日までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した遅延利息を県に納入することとなります。

(3) 契約者が指定した期日までに売買代金を納付しない場合において、県が納付することを不能と認めたときは、契約を解除するものとし、契約保証金は県に帰属します。

8. 所有権の移転等

(1) 売買代金全額が納付されたときに所有権の移転があったものとし、現状有姿のまま物件を引渡します。

なお、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。

<注意事項>

現地での引渡しは原則として行いません。必ず事前に現地の確認を行ってください。

(2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、県において行います。

(3) 所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の履行に必要な費用は、契約者の負担となります。

なお、登録免許税については、登録免許税法（昭和42年法律第35号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定める税率に基づき算定した上で、後日、お知らせします。

9. 用途の制限等

売払物件については、売買契約書において次の制限が付されます。

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

ア 契約者は、売買物件を売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

イ 契約者は、売買物件を暴力団又は暴力団対策法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

(2) 県は、(1)に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができます。また、契約者は、正当な理由なくして実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはいけません。

(3) 契約者は、上記(1)及び(2)の条件に違反した場合は、売買契約書に定める金額を違約金として県に支払わなければなりません。

10. その他

(1) 本応募要領に定めのない事項は、鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）その他関係法令等の定めるところによって処理します。

(2) 印紙税額については、次表を参考にしてください。

契約金額（売買代金）	印紙税額
50万円超～1百万円まで	5百円
1百万円超～5百万円まで	1千円
5百万円超～1千万円まで	5千円
1千万円超～5千万円まで	1万円
5千万円超～1億円まで	3万円
1億円超～5億円まで	6万円
5億円超～10億円まで	16万円
10億円超～50億円まで	32万円

(3) 登録免許税については、次のとおりです。

ア 土地の場合

$$\text{課税標準価格} \times 1,000 \text{ 分の } 15$$

イ 建物の場合

$$\text{課税標準価格} \times 1,000 \text{ 分の } 20$$

(注) 課税標準価格は、通常、市町村の固定資産税課税台帳価格が使われます。

(4) その他の費用等

ア 一般の不動産売買の場合と異なり、売買に伴う仲介手数料は発生しません。
また、県が行う所有権移転登記に当たっては、司法書士に対する登記手数料は不要です。

イ 土地購入後に、不動産取得税（県税、窓口は、県の各地域振興局又は支庁の県税課・課税課）、固定資産税（市町村税、窓口は、各物件の所在する市町村）等が課税されます。

県有財産随時売払随意契約申込書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

見積者（委任者）住 所

氏 名 印

(印鑑登録済みの印鑑)

電話番号

共有者 住 所

氏 名 印

(印鑑登録済みの印鑑)

電話番号

共有者 住所

氏 名 印

(印鑑登録済みの印鑑)

電話番号

下記県有財産を購入したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、契約申込にあたっては、県有財産随時売払随意契約応募要領、売払物件の状況及び県有土地（建物）売買契約書の内容をすべて承知し、後日これらの事項につき鹿児島県に対し、一切異議、苦情等を申し立てることはしません。

物件番号	所 在 地

- (注) 1. 法人にあっては、その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
2. 所在地や法人等の名称は、住民票や法人登記簿と一致させてください。
3. 共有名義で申し込まれる場合は、共有者欄に共有者全員の住所・氏名を記入し押印してください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - （１）暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - （２）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - （３）暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （４）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （５）暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

（ふりがな）

氏 名

印

〔法人又は団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

- （注）1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
- ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下イにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- イ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

役員等名簿

【商号・名称】

年 月 日現在

役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住所

申 出 書

令和 年 月 日

契約担当者

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所

氏名

印

私が、下記のとおり鹿児島県知事に提出した誓約書の役員等名簿から、現在の役員等に変更はありませんので申し出ます。

記

提出年月日

令和 年 月 日

提 出 課

(注)「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- 1 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- 2 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

見 積 書

物 件 番 号 :

物件所在地 :

見 積 金 額

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記のとおり見積りします。

令和 年 月 日

契約担当者

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

見積者 住 所
(委任者)

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

(注意)

- 1 見積金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「㊦」を記入してください。
- 2 代理人が申込まれる場合は、見積者（委任者）の住所・氏名（押印不要）を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状に使用した印鑑を押印してください。
- 3 共有名義で購入予定の方は、共有者全員の住所・氏名を記入して押印してください。

共有合意書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

私たちは、下記 1 の県有財産の購入について、下記 2 のとおり共有することに合意しました。

記

1 県有財産

物件番号	所 在 地

2 共有者氏名等

(代表 法人等) 申込 人	住所(所在地)	(〒)	持 分
	(フリガナ) 氏 名 (法人等の名称・ 代表者の職氏名)		——
共有者 ①	住所(所在地)	(〒)	持 分
	(フリガナ) 氏 名 (法人等の名称・ 代表者の職氏名)		——
共有者 ②	住所(所在地)	(〒)	持 分
	(フリガナ) 氏 名 (法人等の名称・ 代表者の職氏名)		——
共有者 ③	住所(所在地)	(〒)	持 分
	(フリガナ) 氏 名 (法人等の名称・ 代表者の職氏名)		——

(注) 所在地が住民票又は法人登記簿等と一致し、印影が本人又は代表者の印鑑登録と一致していることを確認してください。

委 任 状

代理人（受任者）住 所
氏 名 印

私は、上記の者を代理人と定め、下記県有財産の随時売払随意契約の見積もりに関する一切の権限を委任します。

物件番号	所 在 地

令和 年 月 日

委任者 住 所
氏 名 印

（印鑑登録済みの印鑑）

- （注） 1 委任者の印鑑は、印鑑登録済みの印鑑（法人の場合は法人代表者印（会社印））を使用し、発行日から 3 か月以内の印鑑証明書を必ず添付してください。
- 2 共有名義で購入予定の方は、委任者欄にその共有者全員の住所・氏名を記入し押印してください。

（代金即納、禁止条項、時価売払用）

収入
印紙

県有土地（建物）売買契約書（案）

売払人鹿児島県（以下「甲」という。）と買受人〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり売買契約を締結する。

（売買）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を次条以下の約定で乙に売り渡すことを約し、乙は、これを買受けることを承諾した。

所在地	区分	数量（㎡）		摘要
		実測	公簿	

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〇円（うち消費税及び地方消費税相当額金〇円／課税対象建物付きの場合）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金〇円（売買代金の100分の10以上）を甲に納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、第1項の契約保証金を前条の売買代金の一部に充当する。

5 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を県に帰属させることができる。

（売買代金の支払及び遅延利息）

第5条 乙は、第3条の売買代金から前条第1項の契約保証金を除いた金〇円を、甲の発行する納入通知書により納入通知書に記載された納入期限までに甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、その責めに帰すべき事由により、売買代金を前項の納入期限までに甲に支払わなかったときは、売買代金について、当該納入期限の翌日から支払のあった日までの期間につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（登記に必要な書類）

第6条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が第5条の規定により売買代金を納付した時に乙に移転する。

- 2 甲は、売買物件の所有権が乙に移転した後、遅滞なく前条に掲げる登記の嘱託をするものとする。この場合の登録免許税等所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

○物件に「田」「畑」の農地が含まれる場合

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第7条 本契約は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条又は第5条の許可が得られることを条件とし、乙はこの契約を締結後速やかに同許可申請手続きを行うものとする。なお、本申請に要する経費は、乙が負担する。

- 2 前項の条件不成就が確定した場合、本契約は、無条件で解除するものとする。この場合において、契約保証金は、無利息で乙に還付する。

3 売買物件の所有権は、農地法第3条又は第5条の許可指令書が交付され、乙が第5条の規定により同条第1項に定める金額を納付した時に乙に移転する。

- 4 甲は、売買物件の所有権が乙に移転した後、遅滞なく前条に掲げる登記の嘱託をするものとする。この場合の登録免許税等所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとする。

（危険負担）

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失し、又はき損し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払を拒むことができる。

- 2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件がき損した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異

議を述べることはできない。

- 3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(特約条項)

第10条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第10条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
 - (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
 - (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。
- 4 第10条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第11条 乙は、本契約の締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは売買物件を貸してはならない。

- 2 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは売買物件を貸してはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、乙の本契約履行について必要があると認めるときは、乙に対し、随時その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿、書類、売買物件その他の物件を調査(実地調査を含む。)し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条第2項に定める義務に違反したときは、金(売買代金の1割)円

(2) 第11条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円

(3) 次条第2項の規定により甲が解除権を行使したときは、金(売買代金の1割)円

2 前項の違約金は、違約罰であって、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が提出した誓約書(誓約書又は申出書)の内容が事実と相違することが判明したときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第15条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った遅延利息及び違約金は、返還しない。

3 乙は、甲が、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用について、甲に請求しないものとする。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項ただし書の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、前項に規定する損害以外の損害を甲に与えているときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（返還金の相殺）

第18条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第5条第2項に定める遅延利息、第13条第1項に定める違約金又は第16条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該延納利息等の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第19条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定）

第20条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、鹿児島県の関係条例及び規則等によるほか甲乙両者協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島県庁の所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

上記の契約締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人（甲） 鹿児島県
契約担当者 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田 康一



買受人（乙） 住 所
氏 名

印

銀行振出小切手の見本

入札保証金又は契約保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（預金小切手又は預手という）だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常振出人、支払人とも同一金融機関です。

CC01234	小切手	002305 0181-201
支払地	〇〇市〇〇町	
(株) 〇〇銀行〇〇支店		
¥1,500,000※ 上記の金額をこの小切手と引替に 持参人 殿へ お支払ください。 振出日 令和〇年〇月〇日 振出地 〇〇市〇〇町		
		(株) 〇〇銀行〇〇支店 支店長 〇〇太郎 印

(注) ①振出人、支払人とも同一金融機関である。

②持参人又は無記名である。

③振出日から5日以内である。

④各入札実施場所に所在する手形交換所加盟店のものである。

令和 8 年度県有財産随時売払(申込み先着順) 物件一覧

1 申込みの受付期間、受付場所及び問い合わせ先

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 31 日(金)～令和 9 年 5 月 31 日(月)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 受付場所

次の「2 売払物件」に記載の担当部局で受け付ける。

(3) 問い合わせ先

申込み方法等応募全般に関しては、以下にお問い合わせください。

鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電話番号 099-286-2169

2 売払物件 (物件の詳細は物件調書をご覧ください。)

物件 番号	売 払 物 件		担 当 部 局
1	財産名称	旧々鹿屋病院住宅跡地	県保健医療福祉課 TEL : 099-286-2658
	区分	土地	
	所在地	鹿屋市新生町 8708 番 1、8709 番 1	
	面積	2,997.51 平方メートル	
	地目	宅地	
	売払価格	14,687,000 円	
2	財産名称	旧鹿屋病院跡地	県保健医療福祉課 TEL : 099-286-2658
	区分	土地	
	所在地	鹿屋市打馬一丁目 8010 番、 8018 番 5	
	面積	12,764.00 平方メートル	
	地目	雑種地	
	売払価格	47,700,000 円	

物件 番号	売 払 物 件		担 当 部 局
3	財産名称	旧鹿屋耕地事務所長公舎	県出納局管財課 TEL : 099-286-3795
	区分	土地・建物	
	所在地	鹿屋市打馬一丁目 7649 番 2	
	面積	249.95 平方メートル	
	地目	宅地	
	建物種類	居宅	
	建物構造	木造瓦葺平家建	
	延床面積	68.03 平方メートル	
	売払価格	2,280,000 円	
4	財産名称	旧古仁屋高校教職員住宅	県教育庁総務福利課 TEL : 099-286-5214
	区分	土地・建物	
	所在地	大島郡瀬戸内町大字古仁屋 253-10	
	面積	670.51 平方メートル	
	地目	宅地	
	建物種類	共同住宅	
	建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	
	延床面積	233.54 平方メートル	
	売払価格	7,100,000 円	
5	財産名称	旧串良商業高校教職員住宅	県教育庁総務福利課 TEL : 099-286-5214
	区分	土地・建物	
	所在地	鹿屋市串良町岡崎 2840-1、2841-2	
	面積	1,430.71 平方メートル	
	地目	宅地	
	建物種類	(1)～(3)共同住宅	
	建物構造	(1)～(3) 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	
	延床面積	(1)179.36 平方メートル (2)179.36 平方メートル (3)239.15 平方メートル	
	売払価格	7,100,000 円	

物件 番号	売 払 物 件		担 当 部 局
6	財産名称	旧伊集院高校教職員住宅	県教育庁総務福利課 TEL : 099-286-5214
	区分	土地・建物	
	所在地	日置市伊集院町下谷口 1185-34、 1185-112	
	面積	350.11 平方メートル	
	地目	宅地、雑種地	
	建物種類	居宅（2 棟）	
	建物構造	コンクリートブロック造陸屋根平家建	
	延床面積	52.52 平方メートル（2 棟共通）	
	売払価格	5,703,000 円	
7	財産名称	旧大成寮	県教育庁学校施設課 TEL : 099-286-5234
	区分	土地・建物	
	所在地	鹿児島市西坂元町 76-5	
	面積	1,046.92 平方メートル	
	地目	宅地	
	建物種類	寄宿舍	
	建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	
	延床面積	1,422.24 平方メートル	
	売払価格	4,675,000 円	
8	財産名称	旧始良警察署（庁舎）跡地	県警察本部会計課 TEL : 099-206-0110 （内線 2235）
	区分	土地	
	所在地	始良市加治木町港町 131 番 27	
	面積	3,606.88 平方メートル	
	地目	宅地	
	売払価格	78,726,000 円	

物件調書及び関係図面

物件 番号	物件	財産の名称	所 在 地	面積（㎡）	所 管	ページ
1	土地	旧々鹿屋病院住宅跡地	鹿屋市新生町8708番1， 8709番1	2,997.51	保健医療福祉課	24
2	土地	旧鹿屋病院跡地	鹿屋市打馬一丁目8010番， 8018番5	12,764.00	保健医療福祉課	28
3	土地 （建物付 き）	旧鹿屋耕地事務所長公舎	鹿屋市打馬一丁目7649番2	249.95	管財課	33
4	土地 （建物付 き）	旧古仁屋高校教職員住宅	大島郡瀬戸内町大字古仁屋253-10	670.51	教育庁 総務福利課	39
5	土地 （建物付 き）	旧串良商業高校教職員住宅	鹿屋市串良町岡崎2840-1， 2841-2	1,430.71	教育庁 総務福利課	43
6	土地 （建物付 き）	旧伊集院高校教職員住宅	日置市伊集院町下谷口1185-34， 1185-112	350.11	教育庁 総務福利課	48
7	土地 （建物付 き）	旧大成寮	鹿児島市西坂元町76番5	1,046.92	教育庁 学校施設課	52
8	土地	旧始良警察署（庁舎）跡地	始良市加治木町港町131番27	3,606.88	警察本部会計課	56

物 件 調 書

物件名： 旧々鹿屋病院住宅跡地

所在地		鹿屋市新生町8708番1, 8709番1					
住居表示							
面積等		面積	2,997.51㎡	地目	宅地	形状	詳細のとおり
最低売却価格		14,687,000円					
接面道路の幅員		・ 東側が幅員約6.0m, 北側が幅員約7.0mの市道に面する。					
基 づ く 制 限	都市計画法 または 建築基準法	区分区域の有無	無	都市計画区域（非線引）			
		用途地域の内外	内	第一種住居地域			
		建ぺい率	60%	容積率	200%		
	その他の 法律	防火地域等指定	無	文化財保護等指定	無		
		その他の制限	無				
私道の負担等 に関する事項		無	負担の内容				
			負担の内容				
供給処理施設 の状況				事業所名	電話番号		
		電気	可	九州電力(株) 鹿屋営業所	0129-879-567		
		上水道	可	鹿屋市上下水道部 業務課	0994-43-2800		
		下水道	可	鹿屋市上下水道部 下水道課	0994-31-1133		
		都市 ガス	不可				
交通機関		鉄道					
		バス	市役所前停留所まで約860m（徒歩2分）				
公共施設等物件 からの直線距離		役場	鹿屋市役所	物件の北西方			約1.0km
		小学校	鹿屋市立 西原小学校	物件の西方			約1.0km
		中学校	鹿屋市立 第一鹿屋中学校	物件の西方			約1.6km

物 件 調 書

物件名： 旧々鹿屋病院住宅跡地

参 考 事 項

- ・ 建ぺい率と容積率は、立地状況等で制限や緩和を受ける場合があるので、関係課へ内容の確認を行ってください。
- ・ 上水道及び下水道については、本地への引込工事を実施する必要があります。工事費用及び負担金等（本人負担）については、関係各課にお問い合わせください。
- ・ 本地入口と接する市道はスロープとなっており、高低差は約0.18mです。
- ・ 宅盤部と市道とは約0.5mの高低差があります。
- ・ 本地はテニスコートとして利用されておりましたが、平成22年度に撤去済みです。
- ・ 本地の境界は明確です。
- ・ プロパンガス設置については、市内に多数の民間会社があります。
- ・ 本地の北西側に壁高約1.8m、延長約19mのコンクリート擁壁があります。
- ・ 本地内には、幅約0.24mの側溝が場内一周約130m敷設されております。
- ・ 本地内においては、九州電力の架空線が本地中央と南側に越境しています。また、本地中央には九州電力の電柱、支柱、支線があります。購入後の賃貸借契約等の詳細については、関係事業所にお問い合わせください。
- ・ 本地内においては、N T T柱、架空線があります。購入後の賃貸借契約等の詳細については、関係事業所にお問い合わせください。

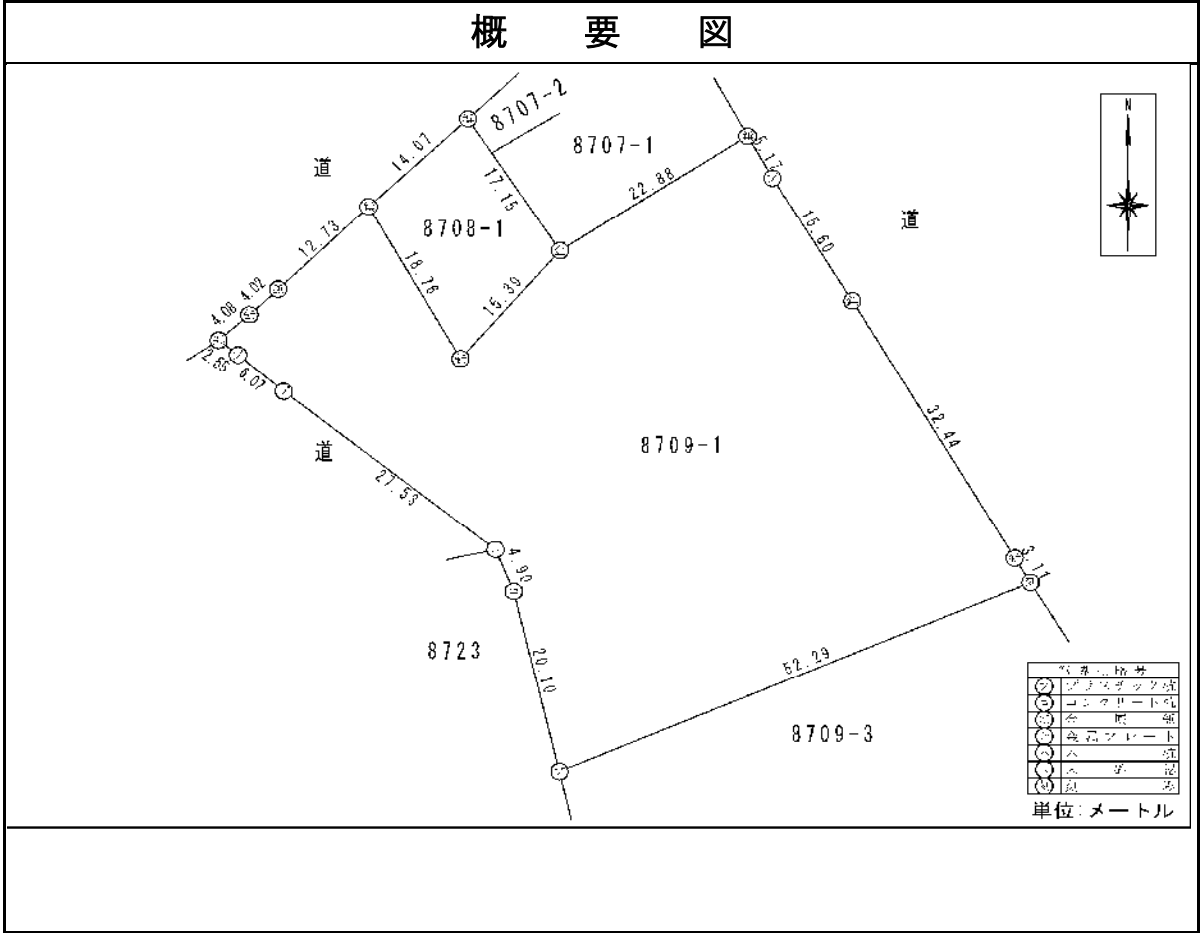
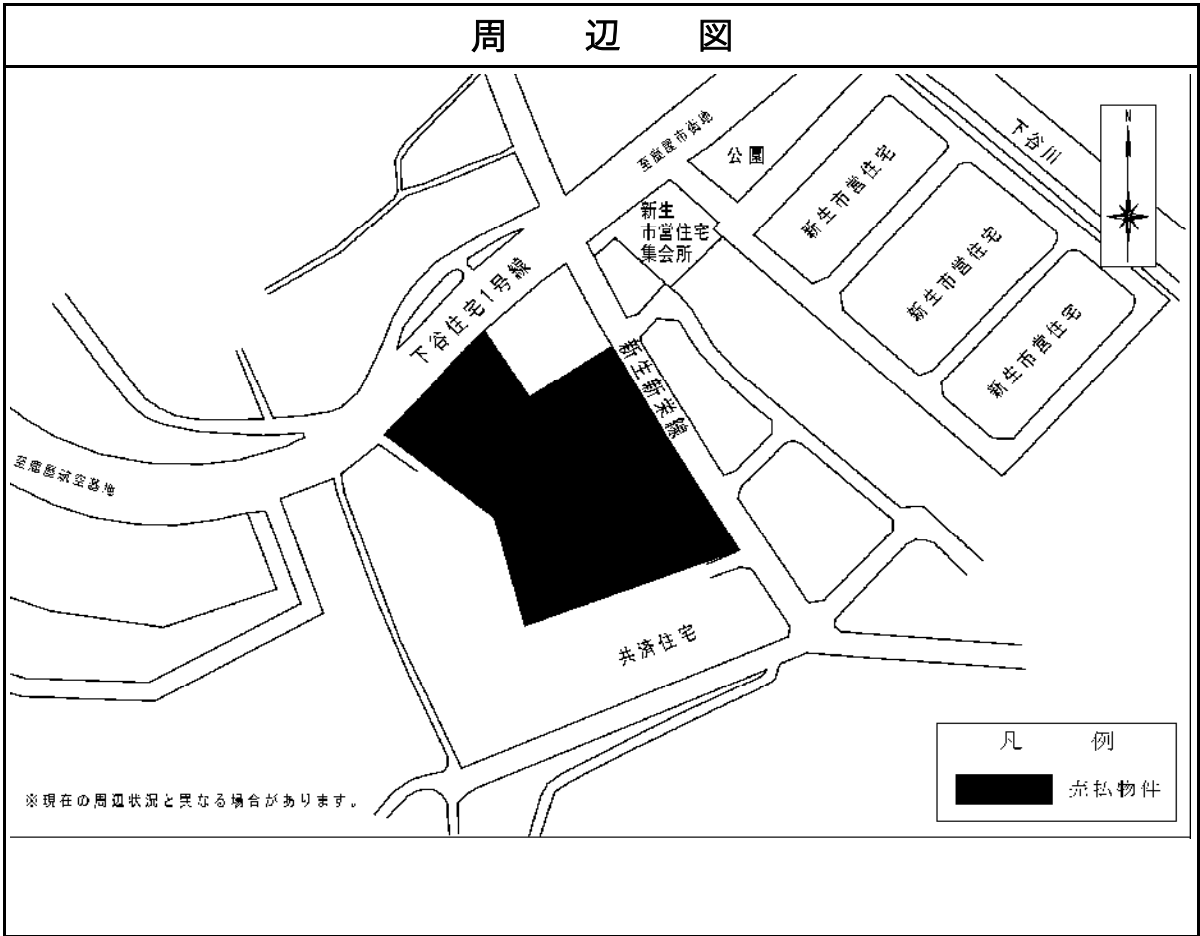
<お問い合わせ先>

○建ぺい率・容積率：大隅地域振興局建設部土木建築課（0994-52-2188）

○電柱等：九州電力送配電(株)鹿屋配電事業所（0800-777-9451）

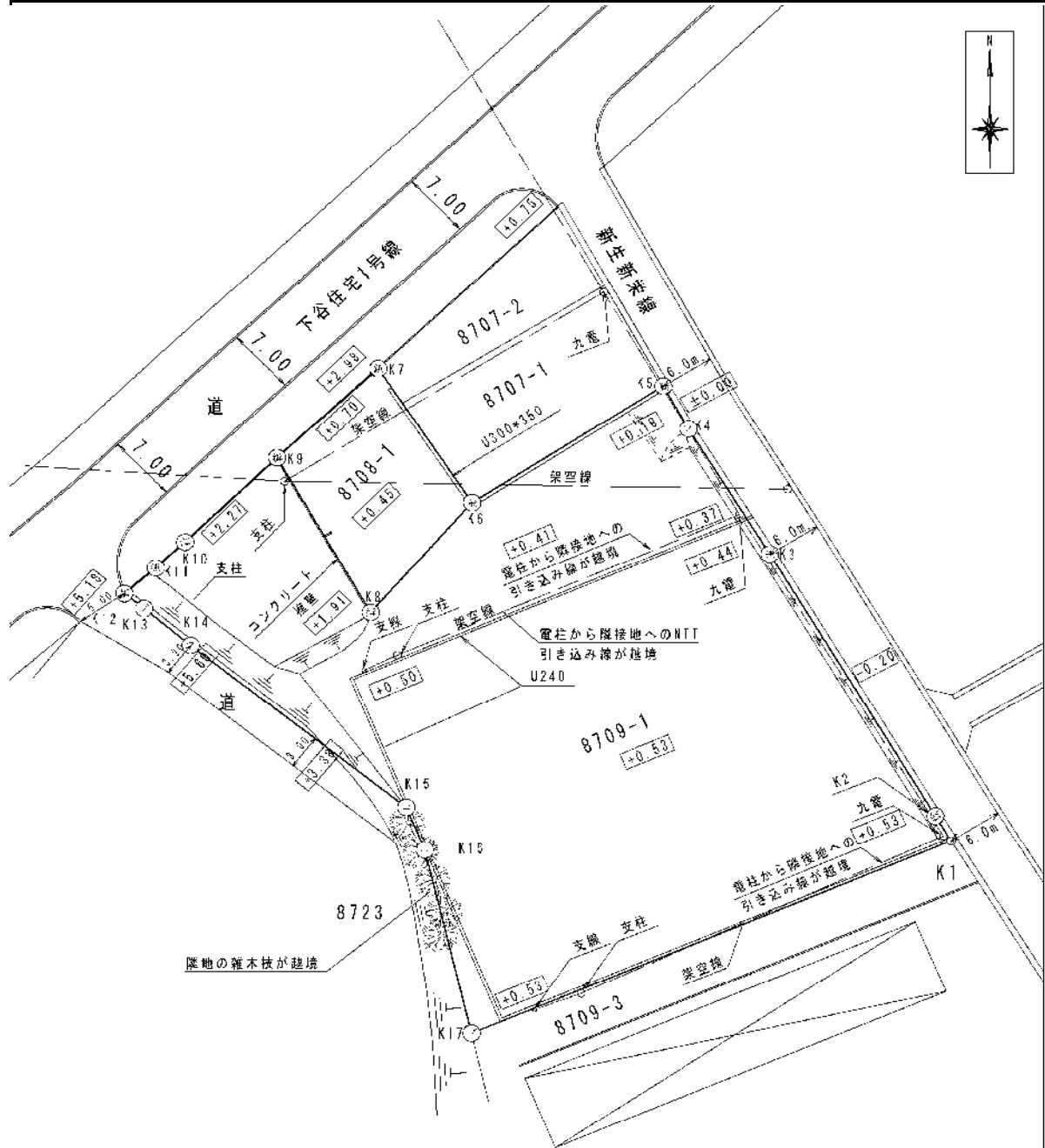
○N T T柱等：N T T西日本（116（携帯電話0800-2000116））

物件名	旧々鹿屋病院住宅跡地
-----	------------



物件名	旧々鹿屋病院住宅跡地
-----	------------

詳細図



【 】内の数字は接面道路（±0）との高低差（単位：m）で、一応の目安として表示しています。

図例	説明
○	アスファルト舗装
○	コンクリート舗装
○	砂利
○	砂
○	空
○	水
○	電線
○	ガス
○	水道

単位：メートル

※ 工作物や樹木の越境等については、極力詳細図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。

※ 物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ずご自身において現地等の調査確認を行ってください。

物 件 調 書

物件名： 旧鹿屋病院跡地

所在地		鹿屋市打馬一丁目8010番，8018番5					
住居表示							
面積等		面積	12,764.00㎡	地目	雑種地	形状	詳細の とおり
最低売却価格		47,700,000円					
接面道路の幅員		・ 東側が幅員約4～6.5m， 南側が約4.4～5mの市道に面する。					
基 づ く 制 限	都市計画法 または 建築基準法	区分区域の有無	無				
		用途地域の内外	内	第一種住居地域			
		建ぺい率	60%	容積率	200%		
	その他の 法律	防火地域等指定	無	文化財保護等指定	無		
		その他の制限	有	参考事項参照			
私道の負担等 に関する事項		無	負担の内容				
			負担の内容				
供給処理施設 の状況				事業所名	電話番号		
		電気	可	九州電力(株) 鹿屋営業所	0120-986-806		
		上水道	可	鹿屋市上下水道部 業務課	0994-43-2800		
		下水道	可	鹿屋市上下水道部 下水道課	0994-31-1133		
		都市 ガス	不可				
交通機関		鉄道					
		バス	裁判所前バス停まで約0.1km（徒歩2分）				
公共施設等物件 からの直線距離		役場	鹿屋市役所	物件の南方	約1.6km		
		小学校	鹿屋市立鹿屋小学校	物件の南東方	約0.2km		
		中学校	鹿屋市立鹿屋中学校	物件の北方	約0.9km		

物 件 調 書

物件名： 旧鹿屋病院跡地

参 考 事 項

- ・ 本地北側の一部は、打馬本城地区急傾斜地崩壊危険区域にかかるため、建築物について建築制限を受けます。また、がけ地による建築制限も受けますので、建築計画については、事前に関係課にお問い合わせください。
- ・ 本地を開発する場合は、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可が必要です。なお、開発行為の許可にかからない利用計画でも、事前に県との土地利用協議が必要になることがあります。詳細は、関係各課にお問い合わせください。
- ・ 上水道の給水負担金（引込管75mm）と下水道の受益者負担金は納付済みですが、本地内における配管工事等については購入者負担となります。詳細は、関係各課にお問い合わせください。
- ・ 本地内においては、N T T柱、架空線があります。購入後の賃貸借契約等の詳細については、関係事業所にお問い合わせください。
- ・ 本地内においては、九州電力の電柱、電線があります。購入後の賃貸借契約等の詳細については、関係事業所にお問い合わせください。
- ・ プロパンガス設置については、市内に多数の民間会社があります。
- ・ 本地の宅盤と東側市道との高低差は、2.6m～5.0mあります。東側市道からの車両乗り入れ口は2か所あり、一部がコンクリート敷になっています。
- ・ 本地の宅盤と南側市道との高低差は、0m～4.0mあります。南側市道からの車両乗り入れ口は1か所あり、一部がコンクリート敷になっています。
- ・ 本地の東側市道からの乗り入れ口に、撤去した門柱の基礎があります。
- ・ 本地の東側市道沿いの一部に間知ブロック、フェンス、ガードレールがあります。
- ・ 本地の南側市道沿いの一部に間知ブロック、フェンスがあります。
- ・ 本地の西側境界沿いの一部に側溝があります。その流末は、南側市道の側溝に接続しています。
- ・ 本地の北側境界沿いの一部に有刺鉄線があります。
- ・ 敷地内に使用されていない木製の引込柱、コンクリート製の引込柱、街灯があります。
- ・ 敷地内にコンクリートブロック、駐車場跡の車止め、縁石、宅内枘、水槽があります。
- ・ 敷地内に雑木があります。
- ・ 敷地内に建物基礎の杭を抜いた跡があり、その一体の宅盤は約5m低くなっています。
- ・ 南側市道からの車両乗り入れ口にゴミステーションがあります。利用計画に支障がある場合は、関係課にお問い合わせください。
- ・ 南側隣接地（8018番5）のブロック塀が一部本地に越境しています。
- ・ 西側隣接地（8011番1、8011番2、8008番1）の雑木の枝が本地に越境しています。

物 件 調 書

物件名： 旧鹿屋病院跡地

参 考 事 項

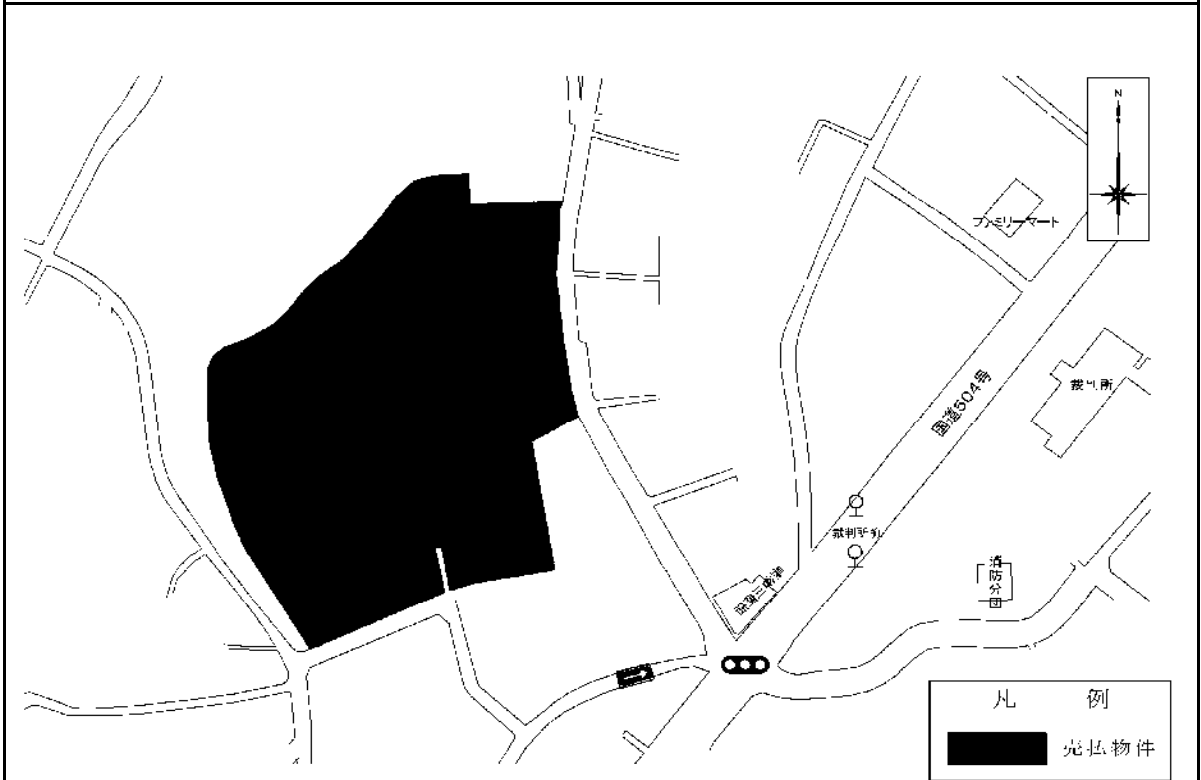
- ・ 東側隣接地（8016番）に本地の擁壁が一部越境しています。
- ・ 建ぺい率と容積率は、立地状況等で制限や緩和を受ける場合があるので、関係課へ内容の確認を行ってください。
- ・ 本地は、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を行いました。その結果、いずれの地点の土壤溶出量及び含有量とも基準に適合していました。
- ・ 本地は平成12年5月まで、県立鹿屋病院として利用されていました。
- ・ 本地の南側市道沿いに、約1坪程度、鹿屋工業高校跡地記念碑が設置されています。（売却対象外です。）

<お問い合わせ先>

- 建築制限：大隅地域振興局建設部土木建築課（0994-52-2188）
- 開発行為：鹿児島県庁土木部建築課（099-286-3707）
- 土地利用協議：鹿児島県庁総合政策部地域政策課（099-286-2438）
- 上水道：鹿屋市上下水道部業務課（0994-43-2800）
- 下水道：鹿屋市上下水道部下水道課（0994-31-1133）
- NTT：NTT西日本鹿児島支店（099-250-5235）
- 電力会社：九州電力送配電(株)鹿屋配電営業所（0120-986-970）
- ゴミステーション：鹿屋市市民活動推進課（0994-31-1147）
- 建ぺい率・容積率：大隅地域振興局建設部土木建築課（0994-52-2188）

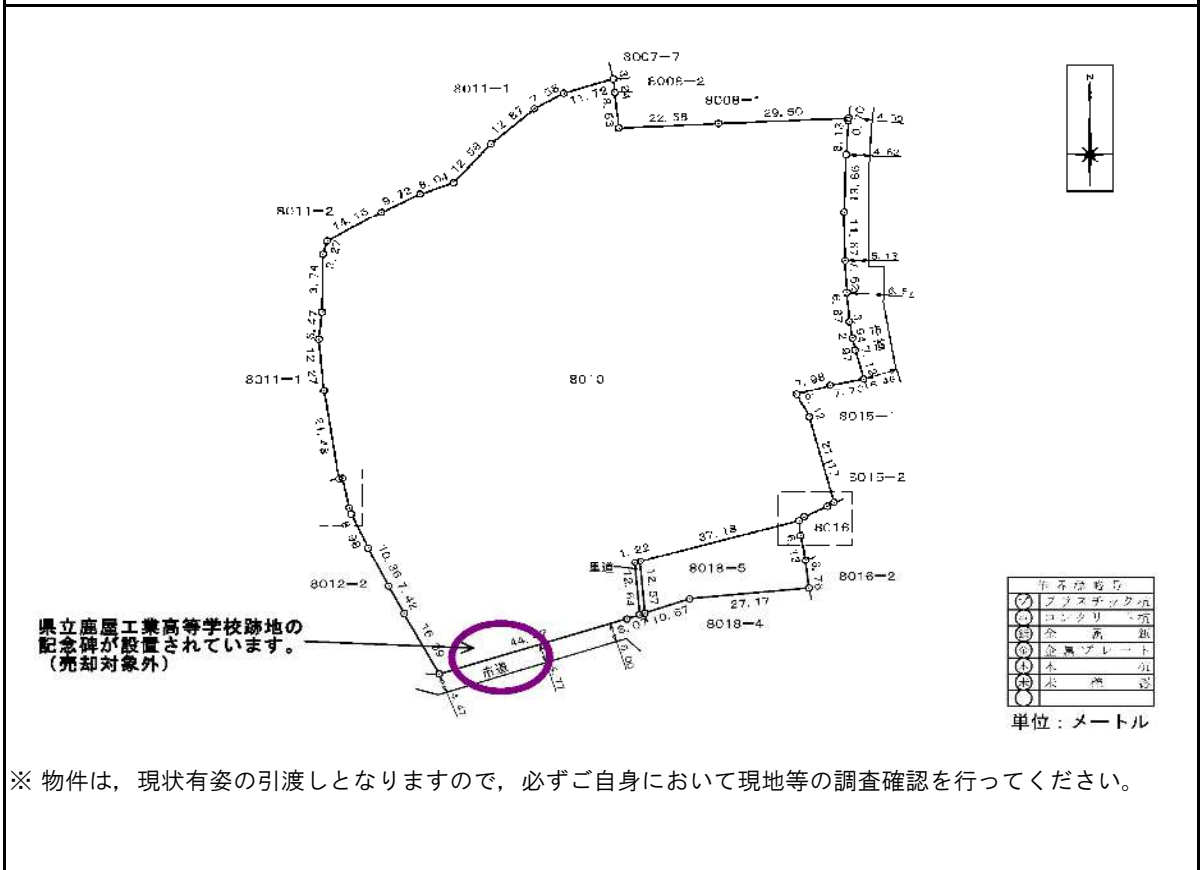
物件名	旧鹿屋病院跡地
-----	---------

周 辺 図



※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

概 要 図



※ 物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ずご自身において現地等の調査確認を行ってください。

物 件 調 書

物件名： 旧鹿屋耕地事務所長公舎

所在地		鹿屋市打馬一丁目7649番2					
住居表示		鹿屋市打馬一丁目17-28					
面積等		面積	249.95㎡	地目	宅地	形状	詳細のとおり
最低売却価格		2,280,000円					
接面道路の幅員		・ 南側：幅員約2.0mの道に面する。					
基 づ く 制 限	都市計画法 または 建築基準法	区分区域の有無		有	都市計画区域		
		用途地域の内外		内	第一種住居地域		
		建ぺい率		60%	容積率		200%
	その他の 法律	防火地域等指定		無	文化財保護等指定		無
		その他の制限		有	参考事項参照		
私道の負担等 に関する事項		無	負担の内容				
			負担の内容				
供給処理施設 の状況				事業所名		電話番号	
		電気	可	九州電力(株) 鹿屋営業所		0120-879-567	
		上水道	可	鹿屋市上下水道部 業務課		0994-43-2800	
		下水道	可	鹿屋市上下水道部 下水道課		0994-31-1133	
		都市 ガス	不可				
交通機関		鉄道					
		バス		打馬バス停まで約0.3km（徒歩4分）			
公共施設等物件 からの直線距離		役場	鹿屋市役所		物件の南方		約2.5km
		小学校	鹿屋市立鹿屋小学校		物件の南西方		約0.55km
		中学校	鹿屋市立鹿屋中学校		物件の北方		約1.1km
建 物	種類	居宅					
	構造	木造瓦葺平家建					
	延床面積	68.03㎡					
	建築年月	昭和31年8月					
	その他	所有者：鹿児島県					

物 件 調 書

物件名： 旧鹿屋耕地事務所長公舎

参 考 事 項

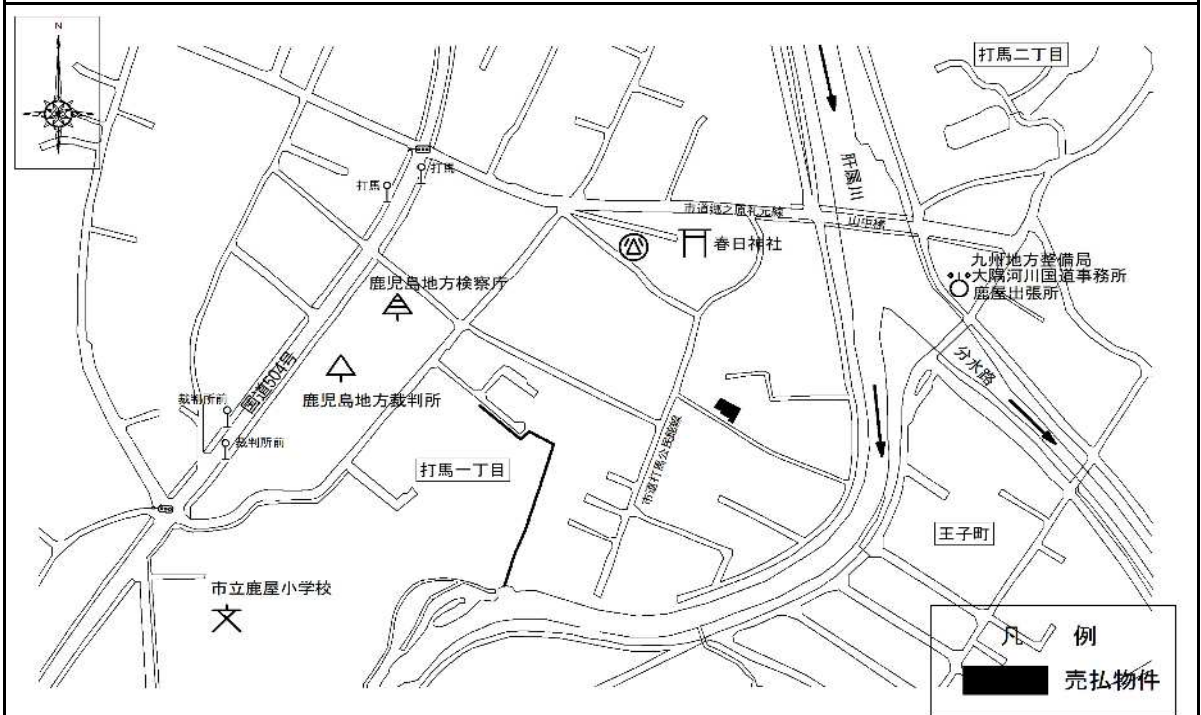
- ・ 本地の境界は明確です。
- ・ 道路に面しているのは南側になります。
- ・ 建ぺい率と容積率は、立地状況等で制限や緩和を受ける場合があるので、関係課へ内容の確認を行ってください。
- ・ 本地は、鹿児島県が定める屋外広告物第3種制限地域となっています。ただし、広告物の表示内容・主体・目的などが一定の要件を満たした場合に制限が緩和されることがあります。詳細は関係課へお問い合わせください。
- ・ 本地には上水道の引込（Φ13mm）があり、給水負担金は納付済みです。詳細は関係課にお問い合わせください。
- ・ 本地は、合併浄化槽を設置済みですが、下水道に切り替える場合の排水設備工事費用は購入者の負担となります。詳細は、関係課にお問い合わせください。
- ・ 本地の周辺には都市ガスの敷設はなく、プロパンガスの使用となります。
- ・ 本地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれませんが、埋蔵文化財はその性格上未発見の場合がありますので、遺跡や遺構を発見した場合には、現状を変更することなく、速やかに鹿屋市教育委員会に届けてください。
- ・ 本地内にN T T柱及び支線が設置されています。購入後、賃貸借契約の締結が必要となります。また、移設の場合も協議が必要となります。詳細は、関係事業所にお問い合わせください。
- ・ 本地は、鹿屋耕地事務所長公舎として利用されておりましたが、取り壊す場合の取壊し費用、使用する場合の修繕費等全ての費用は購入者の負担となります。
- ・ 県の「アスベスト使用状況調査」（令和8年3月2日公表）では、アスベストの使用は確認されていません。
なお、令和3年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づくアスベスト事前調査は実施していません。

<お問い合わせ先>

- 建ぺい率・容積率：鹿屋市建設部都市政策課（0994-31-1130）
- 屋外広告物：鹿屋市建設部都市政策課（0994-31-1130）
- 上水道：鹿屋市上下水道部業務課（0994-43-2800）
- 下水道：鹿屋市上下水道部下水道課（0994-31-1133）
- 埋蔵文化財：鹿屋市教育委員会生涯教育課（0994-31-1167）
- N T T：N T T西日本（116（携帯電話0800-2000116））

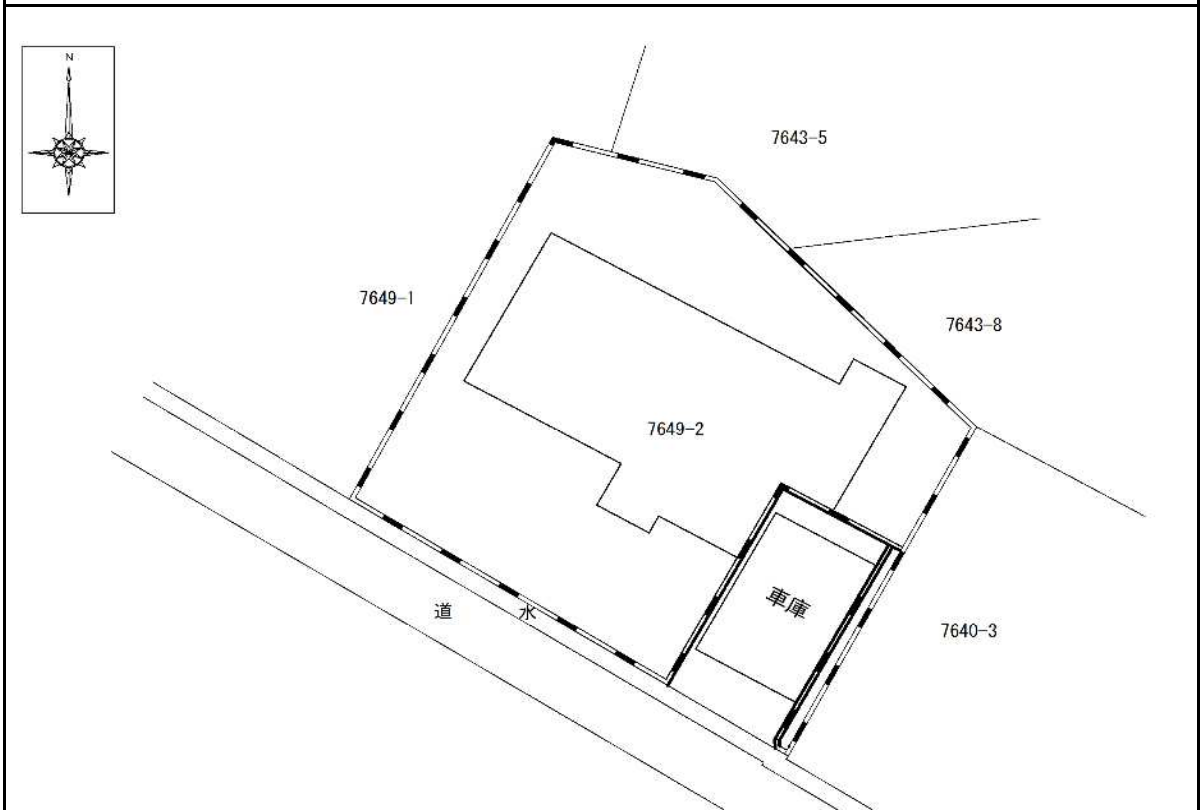
物件名	旧鹿屋耕地事務所長公舎
-----	-------------

周 辺 図



※ 現在の周辺状況とは異なる場合があります。

概 要 図

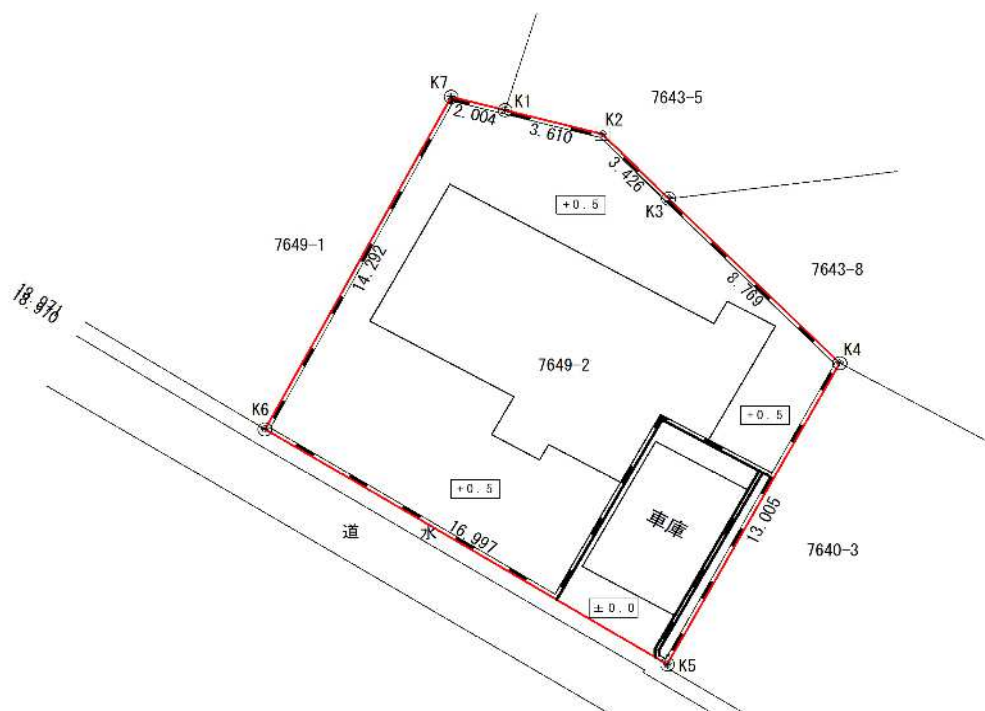


※ 物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ずご自身において現地等の調査確認を行ってください。

物件名

旧鹿屋耕地事務所長公舎

詳細図



凡 例	
㊦	HTマンホ ー ル
㊧	ト水道マンホ ー ル
㊨	仕 切 井
㊩	ガスバルブ井

塗 料 施 工 要 求	
㊪	ガラスブロック窓
㊫	コンクリート壁
㊬	金属プレート
㊭	金属窓
㊮	未確認

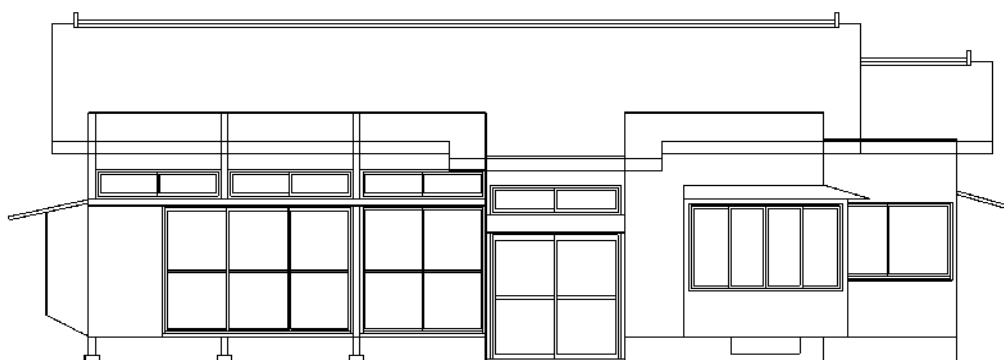
※単位：メートル

内の数字は接面道路（±0）との高低差（単位：m）で、一応の目安として表示しています。

立 面 図



南東側立面図



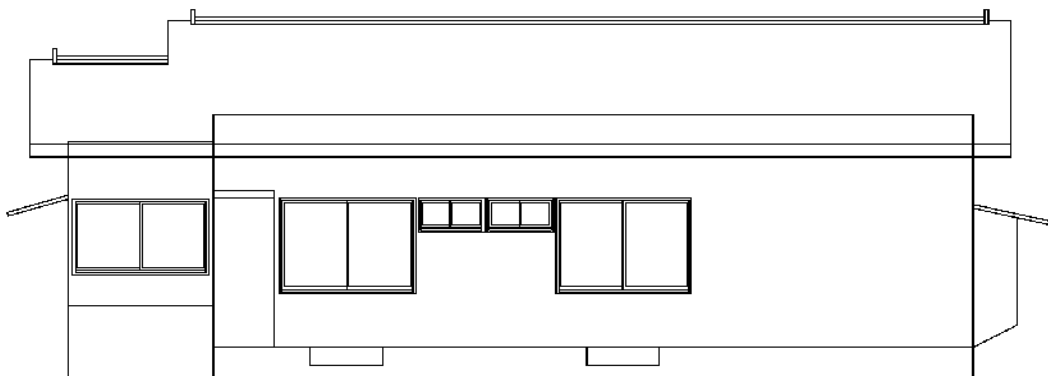
南西側立面図

※ 物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ずご自身において現地等の調査確認を行ってください。

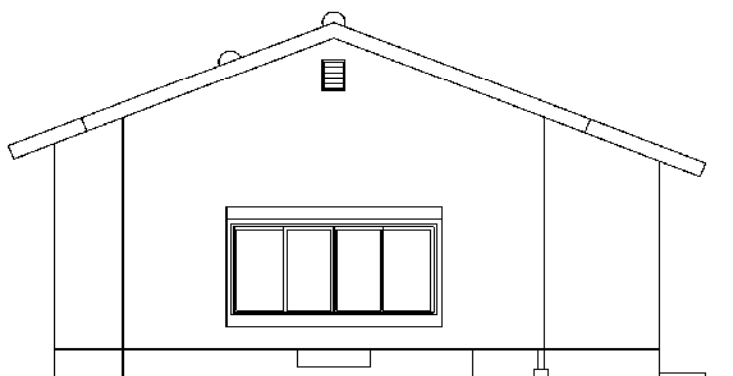
物件名

旧鹿屋耕地事務所長公舎

立 面 図



北東側立面図



北西側立面図

※ 物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ずご自身において現地等の調査確認を行ってください。

物 件 調 書

物件名： 旧古仁屋高校教職員住宅

所在地		大島郡瀬戸内町大字古仁屋253-10					
住居表示							
面積等		面積	670.51㎡	地目	宅地	形状	詳細のとおり
最低売却価格		7,100,000円					
接面道路の幅員		・ 南西側：幅員約3.8mの町道に面する。					
基 づ く 制 限	都市計画法 または 建築基準法	区分区域の有無		有	都市計画区域（非線引）		
		用途地域の内外		内	第二種中高層住居専用地域		
		建ぺい率		60%	容積率		200%
	その他の 法律	防火地域等指定		有	文化財保護等指定		無
		その他の制限		有	参考事項参照		
私道の負担等 に関する事項		無	負担の内容				
			負担の内容				
供給処理施設 の状況				事業所名		電話番号	
		電気	可	九州電力(株) 奄美営業所		0120-986-808	
		上水道	可	瀬戸内町水道課		0997-72-1057	
		下水道	不可				
		都市 ガス	不可				
交通機関		鉄道					
		バス		高丘住宅バス停留所 約390m（徒歩5分）			
公共施設等物件 からの直線距離		役場	瀬戸内町役場		物件の南東方 約1.4km		
		小学校	瀬戸内町立 古仁屋小学校		物件の南東方 約1.0km		
		中学校					
建 物	種類	共同住宅					
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建					
	延床面積	233.54㎡					
	建築年月	昭和58年2月28日新築					
	その他	家屋番号253番10					

物 件 調 書

物件名： 旧古仁屋高校教職員住宅

参 考 事 項

- ・ 本地と接面道路とは高低差（本地が最大約3.5m高い）があります。
- ・ 建ぺい率と容積率は、立地状況等で制限や緩和を受ける場合があるので、関係課へ内容の確認を行ってください。
- ・ 本地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれませんが、埋蔵文化財はその性格上未発見の場合がありますので、遺跡や遺構を発見した場合には、現状を変更することなく、速やかに瀬戸内町教育委員会に届けてください。
- ・ 本地は、北東方の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、平成23年の奄美豪雨時に裏山が崩壊した経緯があります。
- ・ 本地は、古仁屋高校教職員住宅として利用されておりましたが、取り壊す場合の取壊し費用、使用する場合の修繕費等全ての費用は購入者の負担となります。
- ・ 上水道については本地に引込み済みですが、水道メーターの設置費用は購入者負担となります。詳細は関係課へお問い合わせください。
- ・ 下水道については浄化槽設置済みですが、修繕費用等が発生する場合は、全て購入者負担となります。
- ・ ガスはプロパンガスとなります。
- ・ 平成30年の文部科学省「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）」（目視による調査）では、アスベスト含有建材の使用は確認されておりません。
なお、令和3年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づくアスベスト事前調査は実施しておりません。
- ・ 本地は、重要土地等調査法第5条の「注視区域」に指定されています。

<お問い合わせ先>

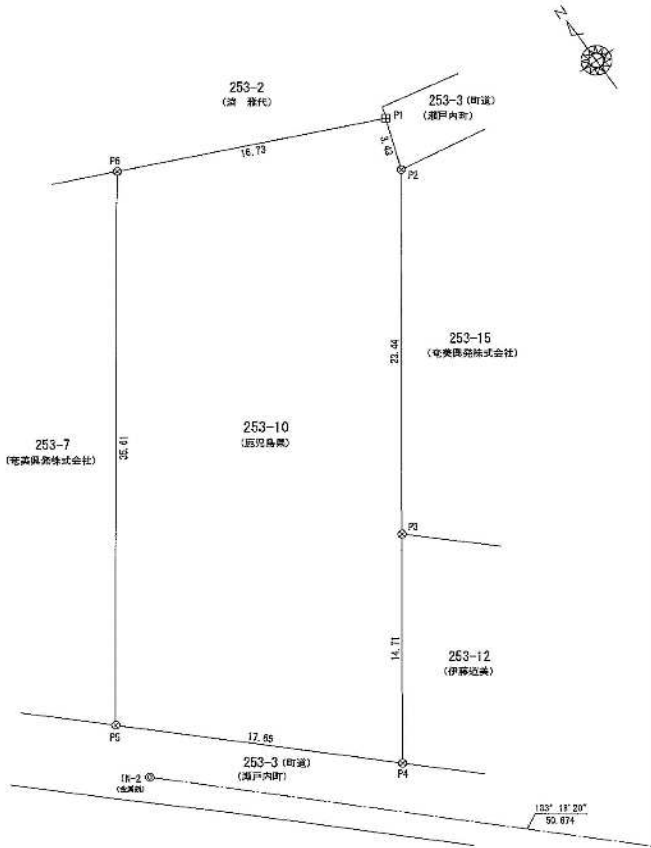
- 建ぺい率・容積率：瀬戸内町役場建設課（0997-72-1197）
- 埋蔵文化財：瀬戸内町教育委員会社会教育課（0997-72-2905）
- 水道メーター：瀬戸内町役場水道課（0997-72-1057）

物件名	旧古仁屋高校教職員住宅
-----	-------------

周 辺 図

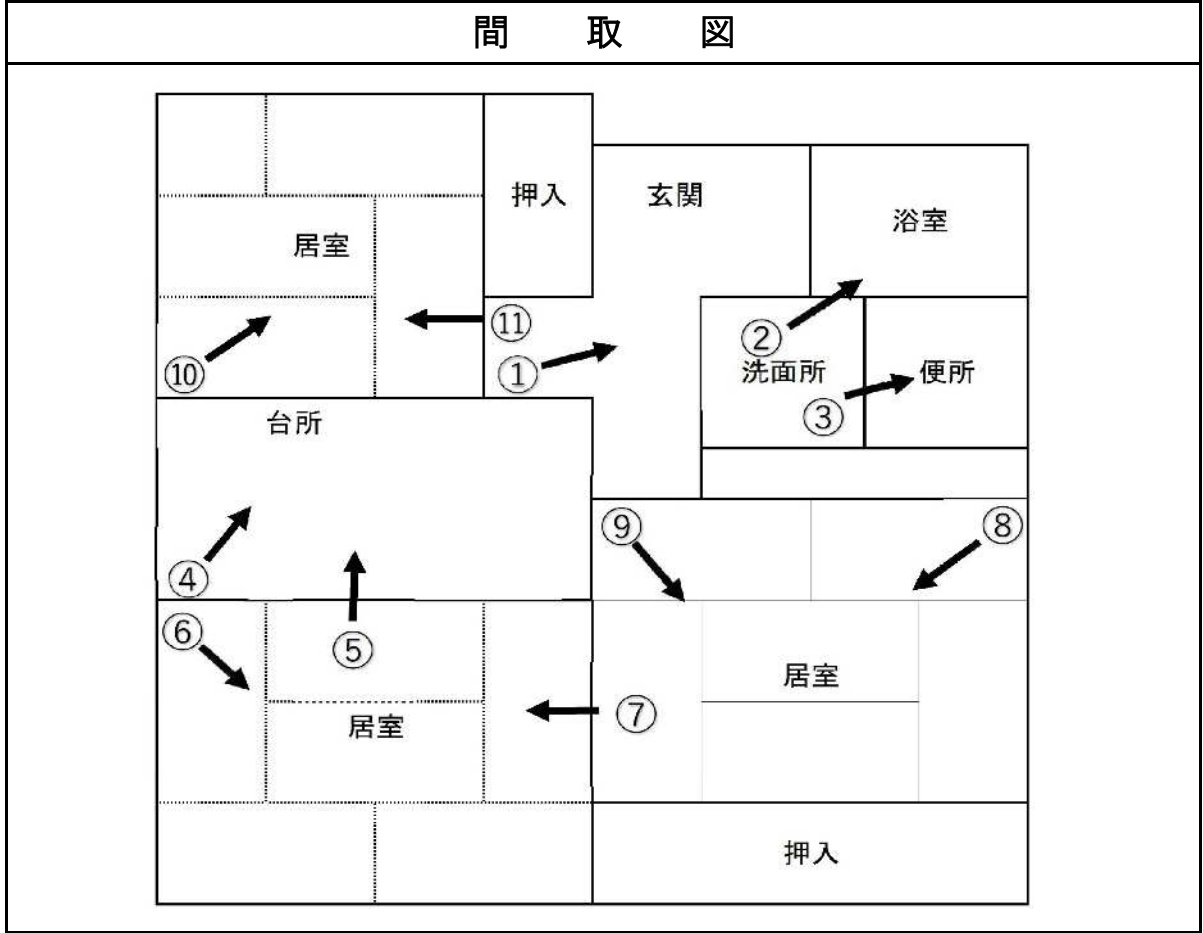
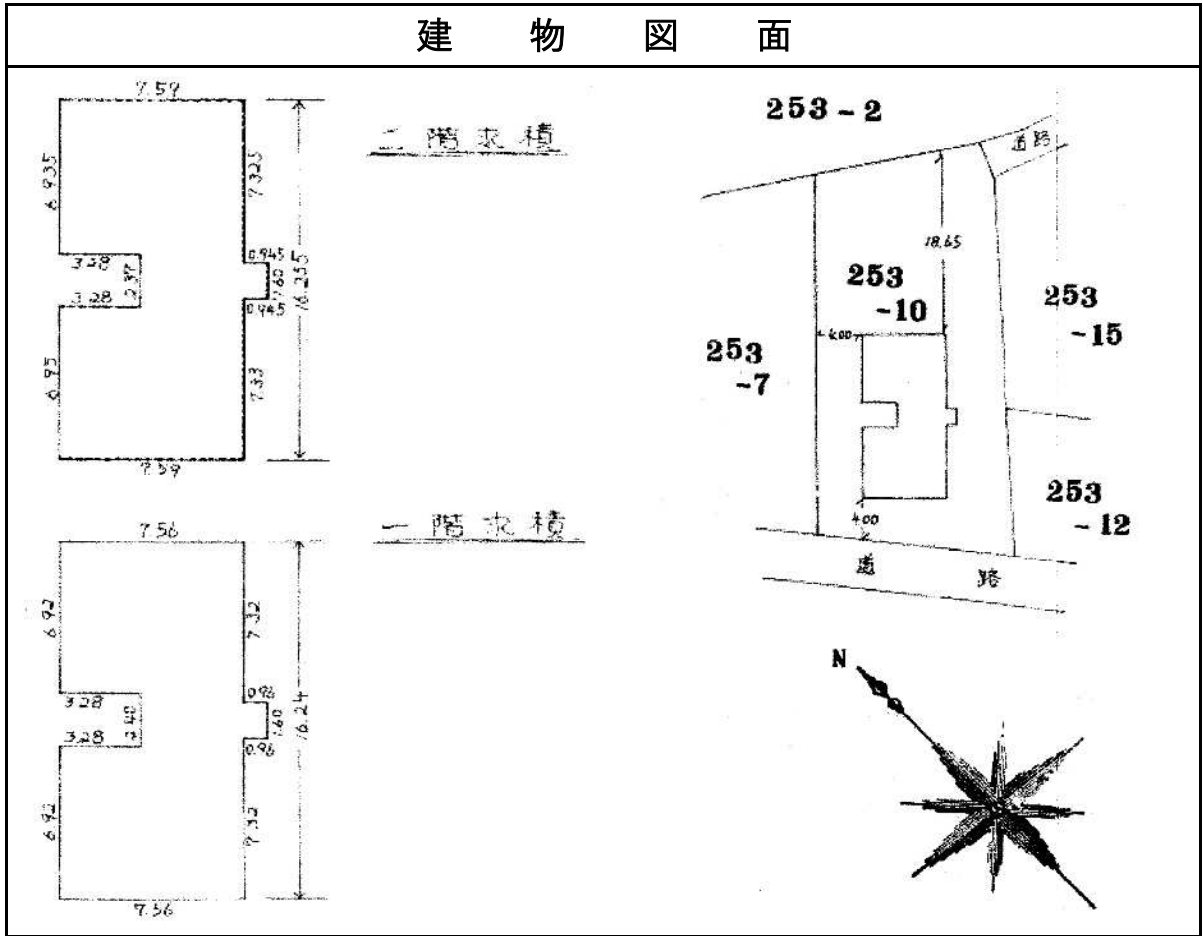


概 要 図



筆界点	境界標の種類
⊗	金 属 杭
□	金属プレート
+	コンクリート杭
田	プラスチック杭

物件名	旧古仁屋高校教職員住宅
-----	-------------



物 件 調 書

物件名： 旧串良商業高校教職員住宅

所在地		鹿屋市串良町岡崎2840-1, 2841-2					
住居表示							
面積等		面積	1,430.71㎡	地目	宅地	形状	詳細のとおり
最低売却価格		7,100,000円					
接面道路の幅員		・北西側が約3.6m, 南西側が約5.0mの市道に面する。					
基 づ く 制 限	都市計画法 または 建築基準法	区分区域の有無	有	都市計画区域（非線引）			
		用途地域の内外	外	-			
		建ぺい率	70%	容積率	400%		
	その他の 法律	防火地域等指定	無	文化財保護等指定	無		
		その他の制限	有	参考事項参照			
私道の負担等 に関する事項		無	負担の内容				
			負担の内容				
供給処理施設 の状況				事業所名	電話番号		
		電気	可	九州電力(株) 鹿屋営業所	0120-879-567		
		上水道	可	鹿屋市上下水道部 業務課	0994-43-2800		
		下水道	不可				
		都市 ガス	不可				
交通機関		鉄道					
		バス	串良商業高校バス停 約0.7km（徒歩9分）				
公共施設等物件 からの直線距離		役場	鹿屋市串良総合支所	物件の東方 約1.2km			
		小学校	鹿屋市立串良小学校	物件の東方 約1.1km			
		中学校					
建 物	種類	①②③共同住宅					
	構造	①②③鉄筋コンクリート造陸屋根2階建					
	延床面積	①②179.36㎡, ③239.15㎡					
	建築年月	①②③昭和56年3月25日新築					
	その他	家屋番号①2840番1の1 ②2840番1の2 ③2840番1の3					

物 件 調 書

物件名： 旧串良商業高校教職員住宅

参 考 事 項

- ・ 建ぺい率と容積率は、立地状況等で制限や緩和を受ける場合があるので、関係課へ内容の確認を行ってください。
- ・ 本地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれませんが、埋蔵文化財はその性格上未発見の場合がありますので、遺跡や遺構を発見した場合には、現状を変更することなく、速やかに鹿屋市教育委員会に届けてください。
- ・ 本地に接道する道路（北西側）は、幅員が約3.6mのため、建物の建替えにはセットバックを要します。
- ・ 本地は、串良商業高校教職員住宅として利用されておりましたが、取り壊す場合の取壊し費用、使用する場合の修繕費等全ての費用は購入者の負担となります。
- ・ 上水道は本地に引込み済みで、給水負担金は納付済みです。
- ・ ガスはプロパンガスです。
- ・ 本地は、宅地造成工事規制区域ではありません。
- ・ 九州電力の支線柱1本・支線1本を有償で使用許可しています。（利用計画に支障がある場合は、関係事業所にお問い合わせください。）
- ・ 平成30年の文部科学省「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）」（目視による調査）では、アスベスト含有建材の使用は確認されておりません。
なお、令和3年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づくアスベスト事前調査は実施しておりません。

<お問い合わせ先>

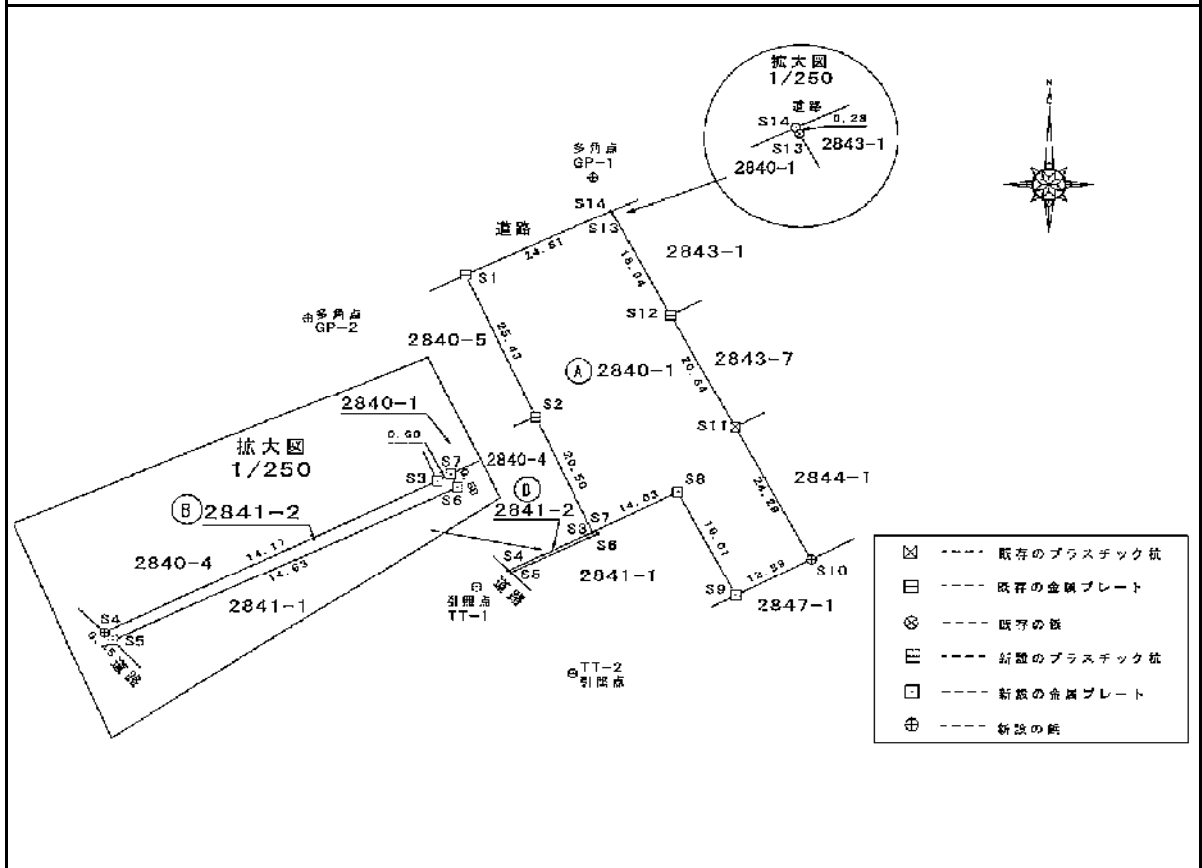
- 建ぺい率・容積率：鹿屋市建設部建築住宅課（0994-31-1161）
- 埋蔵文化財：鹿屋市教育委員会（0994-31-1167）
- 建築計画：鹿屋市建設部建築住宅課（0994-31-1161）
- 配電設備関係：九州電力送配電(株)（0800-777-9451）

物件名	旧串良商業高校教職員住宅
-----	--------------

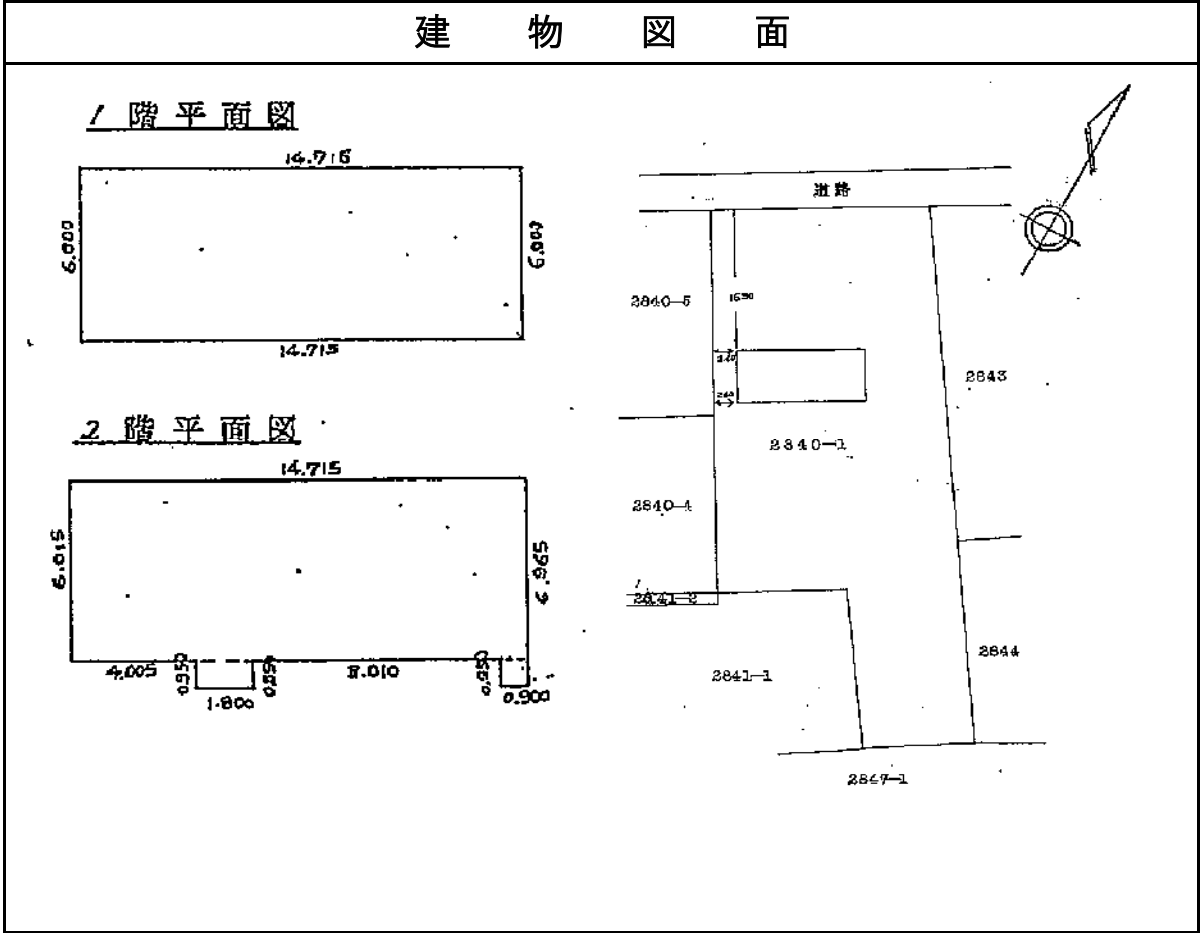
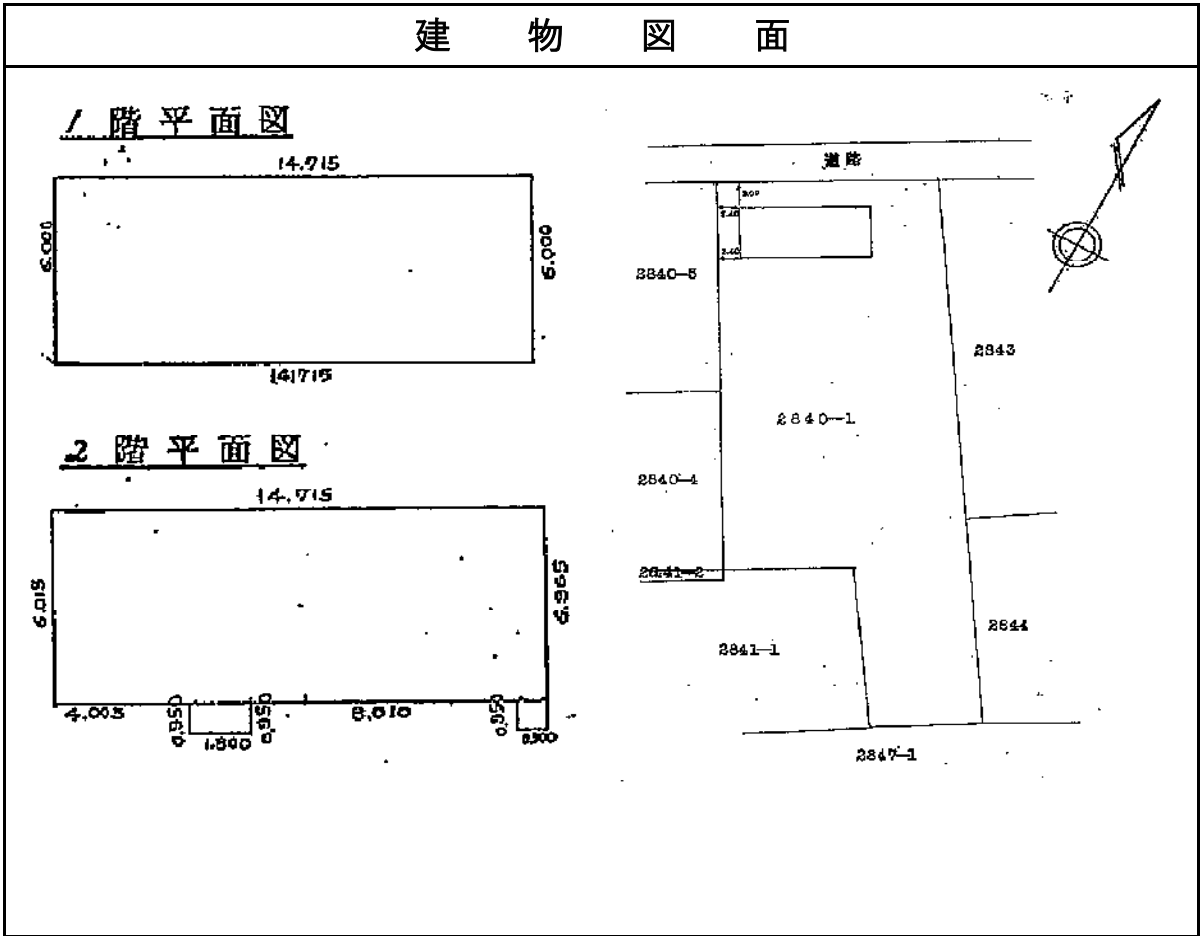
周 辺 図



概 要 図

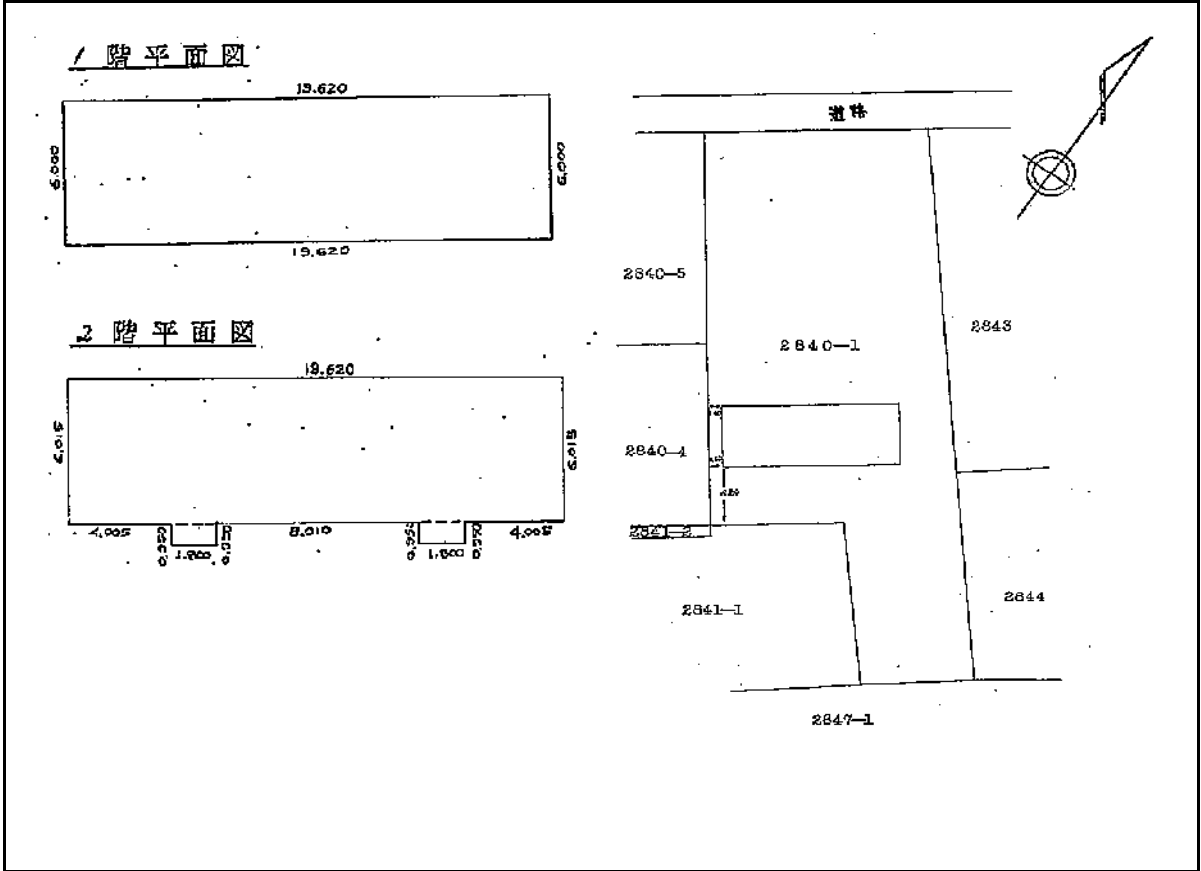


物件名	旧串良商業高校教職員住宅
-----	--------------

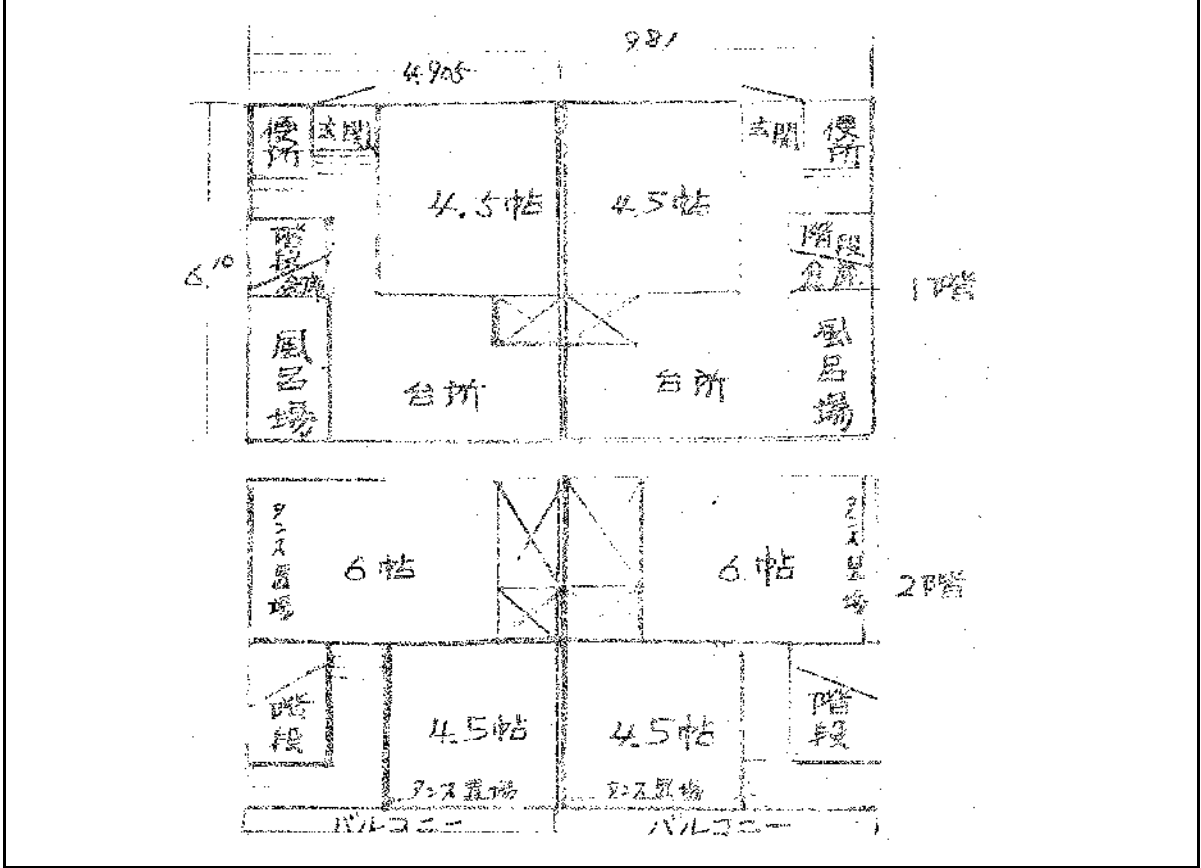


物件名	旧串良商業高校教職員住宅
-----	--------------

建 物 図 面



間 取 図



物 件 調 書

物件名： 旧伊集院高校教職員住宅

所在地		日置市伊集院町下谷口1185-34, 1185-112					
住居表示							
面積等		面積	350.11㎡	地目	宅地, 雑種地	形状	詳細のとおり
最低売却価格		5,703,000円					
接面道路の幅員		・ 西側：幅員約6.5mの市道に面する。					
基 づ く 制 限	都市計画法 または 建築基準法	区分区域の有無	有	都市計画区域（非線引）			
		用途地域の内外	内	第一種住居地域			
		建ぺい率	60%	容積率	200%		
	その他の 法律	防火地域等指定	無	文化財保護等指定	無		
		その他の制限	無				
私道の負担等 に関する事項		無	負担の内容				
			負担の内容				
供給処理施設 の状況				事業所名	電話番号		
		電気	可	九州電力(株) 加世田営業所	0120-986-805		
		上水道	可	日置市上下水道課	099-248-9424		
		下水道	可	日置市上下水道課	099-248-9424		
		都市 ガス	不可				
交通機関		鉄道					
		バス	八久保バス停 約130m（徒歩2分）				
公共施設等物件 からの直線距離		役場	日置市役所	物件の北方			約1.4km
		小学校					
		中学校	日置市立伊集院中学校	物件の北西方			約0.3km
建 物	種類	①②居宅					
	構造	①②コンクリートブロック造陸屋根平家建					
	延床面積	①②52.52㎡					
	建築年月	①②昭和50年2月28日新築					
	その他	家屋番号①1185番34 ②1185番34の1					

物 件 調 書

物件名： 旧伊集院高校教職員住宅

参 考 事 項

- ・ 本地と西側接面道路とは、約0～2.3mの高低差（本地が高い）があります。
- ・ 建ぺい率と容積率は、立地状況等で制限や緩和を受ける場合があるので、関係課へ内容の確認を行ってください。
- ・ 本地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれませんが、埋蔵文化財はその性格上未発見の場合がありますので、遺跡や遺構を発見した場合には、現状を変更することなく、速やかに日置市教育委員会に届けてください。
- ・ 本地は、伊集院高校教職員住宅として利用されておりましたが、取り壊す場合の取壊し費用等全ての費用は購入者の負担となります。
- ・ 上下水道については本地に引込済みで、給水・受益者負担金は納付済みです。詳細は関係課にお問い合わせください。
- ・ ガスについてはプロパンガスです。
- ・ 本地にN T T柱（本柱）が1本あり、有償で使用許可しています。
- ・ 本地の上空に空中線が2本あります。利用計画で支障がある場合は、関係事業所にお問い合わせください。
- ・ 平成30年の文部科学省「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）」（目視による調査）では、アスベスト含有建材の使用は確認されておりません。
なお、令和3年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づくアスベスト事前調査は実施しておりません。

<お問い合わせ先>

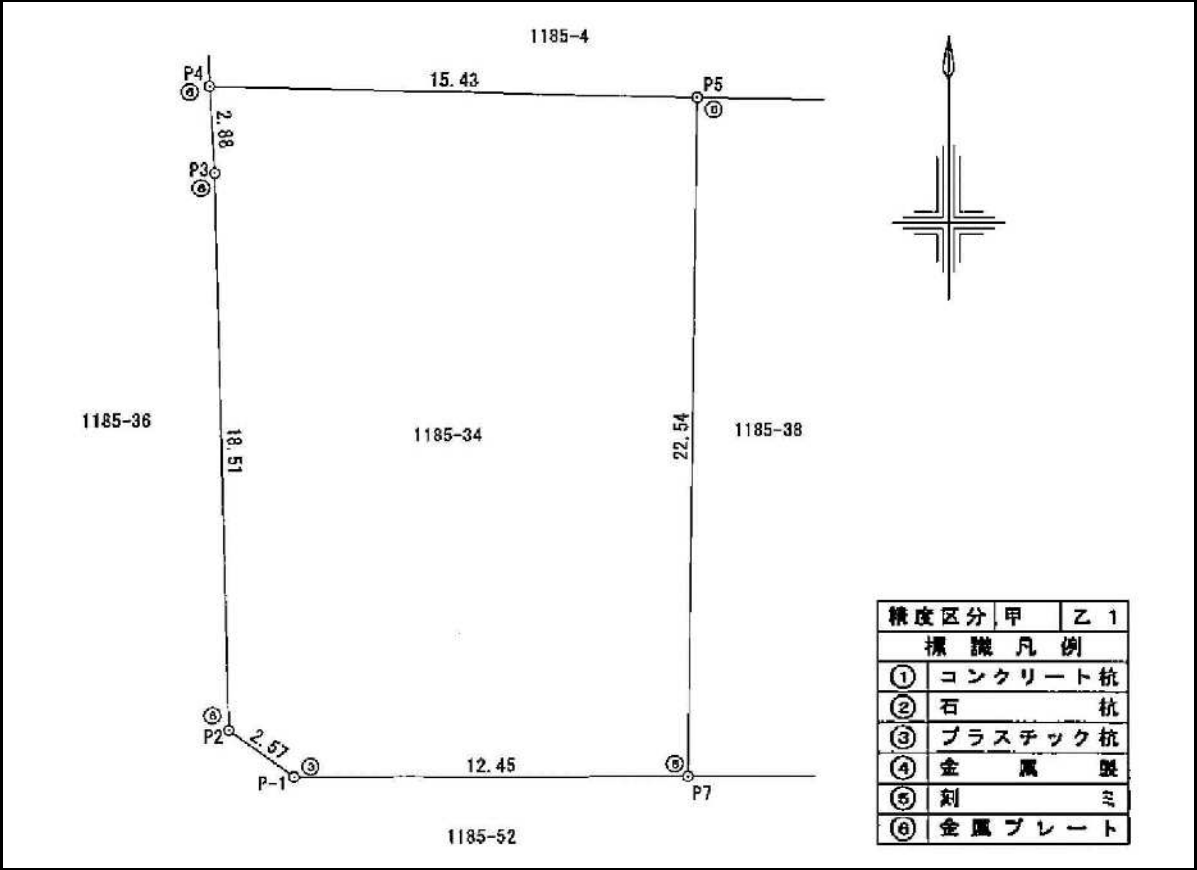
- 建ぺい率・容積率：日置市産業建設部建設課（099-273-8871）
- 埋蔵文化財：日置市教育委員会社会教育課（099-248-9432）
- 上下水道：日置市産業建設部上下水道課（099-272-2336）
- ガス：太陽ガス株式会社（099-273-2651）
- N T T柱：株式会社N T Tフィールドテクノ九州支店（099-227-9730）

物件名	旧伊集院高校教職員住宅
-----	-------------

周 辺 図

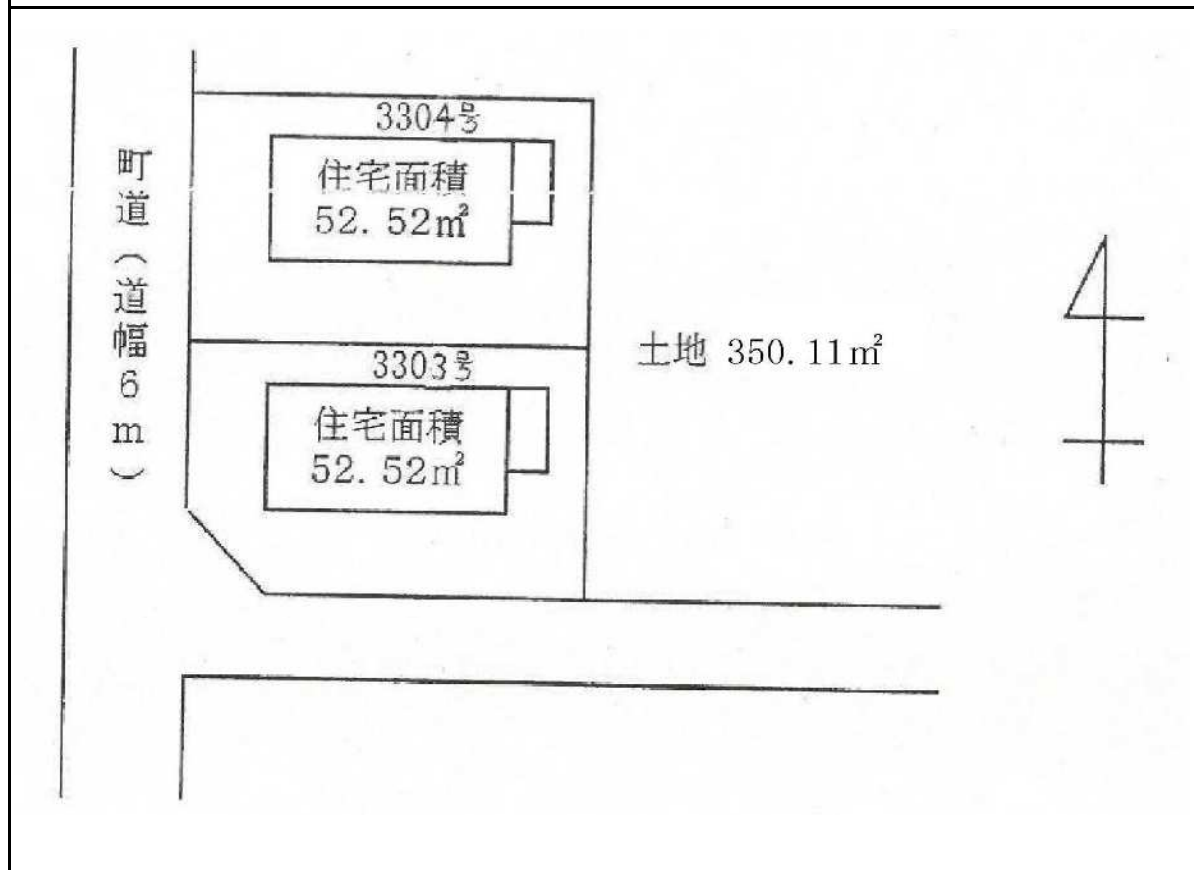


概 要 図

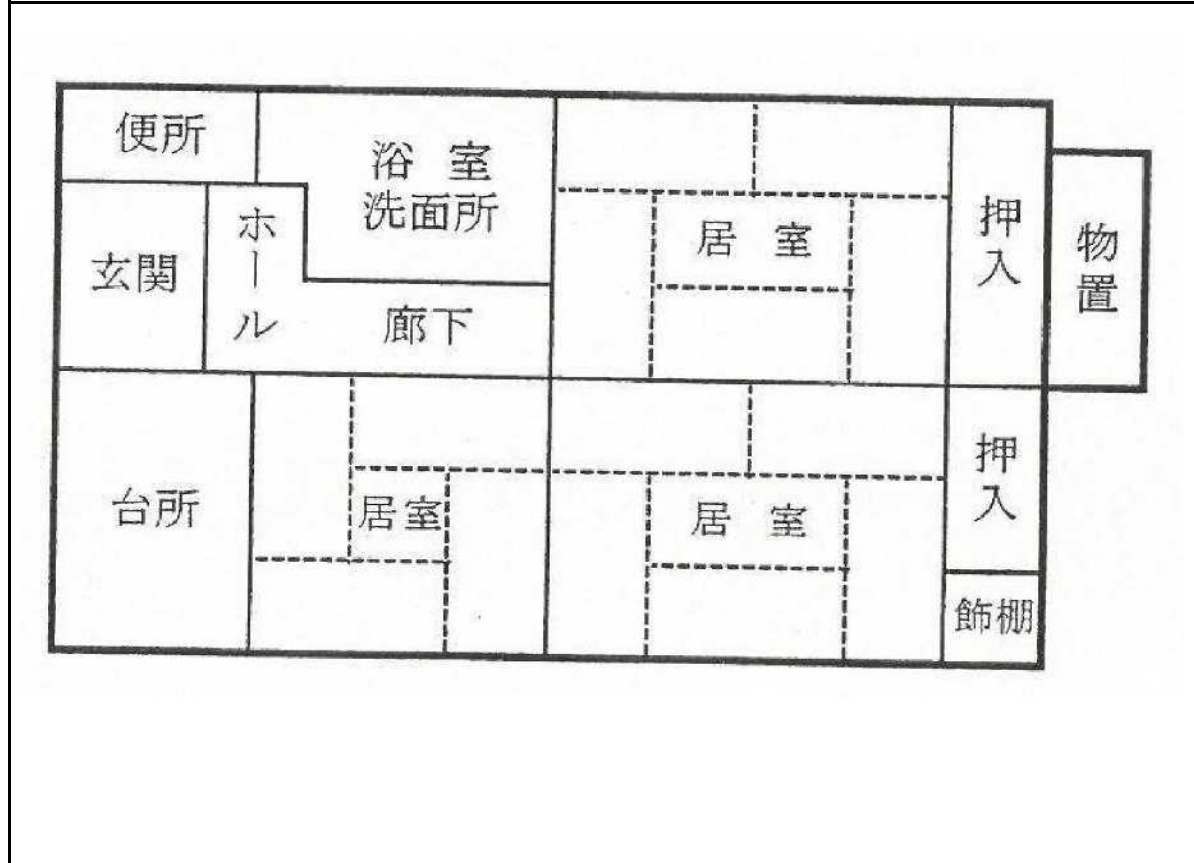


物件名	旧伊集院高校教職員住宅
-----	-------------

配 置 図



間 取 図



物 件 調 書

物件名： 旧大成寮

所在地		鹿児島市西坂元町76番 5					
住居表示							
面積等		面積	1,046.92㎡	地目	宅地	形状	詳細の とおり
最低売却価格		4,675,000円					
接面道路の幅員		・ 東, 西, 北側の三方が約 4 ～ 5 m の市道に面する。					
基 づ く 制 限	都市計画法 または 建築基準法	区分区域の有無	有	市街化区域			
		用途地域の内外	内	第一種低層住居専用地域			
		建ぺい率	50%	容積率		80%	
	その他の 法律	防火地域等指定	無	文化財保護等指定		無	
		その他の制限	無				
私道の負担等 に関する事項		無	負担の内容				
			負担の内容				
供給処理施設 の状況				事業所名	電話番号		
		電気	可	九州電力(株) 鹿児島営業所	0120-879-565		
		上水道	可	鹿児島市水道局	099-257-7111		
		下水道	可	鹿児島市水道局	099-257-7111		
		都市 ガス	可	日本ガス吉野 サービスショップ(株)	099-243-1581		
交通機関		鉄道					
		バス	第一公園前バス停 約750m（徒歩10分）				
公共施設等物件 からの直線距離		役場	鹿児島市役所	物件の南方 約3.20km			
		小学校	鹿児島市立 坂元台小学校	物件の東方 約0.65km			
		中学校					
建 物	種類	寄宿舍					
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建					
	延床面積	1,422.24㎡					
	建築年月	昭和41年 3 月頃					
	その他	未登記建物					

物 件 調 書

物件名： 旧大成寮

参 考 事 項

・建ぺい率と容積率は、立地状況等で制限や緩和を受ける場合があるので、関係課へ内容の確認を行ってください。

・本地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれませんが、埋蔵文化財はその性格上未発見の場合がありますので、遺跡や遺構を発見した場合には、現状を変更することなく、速やかに鹿児島市教育委員会に届けてください。

・本地には、大成寮として使用されていた建物がありますが、修繕し使用する場合は修繕費用、取り壊す場合の取壊し費用等は、全て購入者の負担となります。（最低売却価格は、更地の鑑定評価額から、建物の取り壊し費用を考慮した額となっております。）

・令和3年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づくアスベスト事前調査は実施しておりません。

＜お問い合わせ先＞

○建ぺい率・容積率：鹿児島市都市計画都市計画課（099-216-1378）

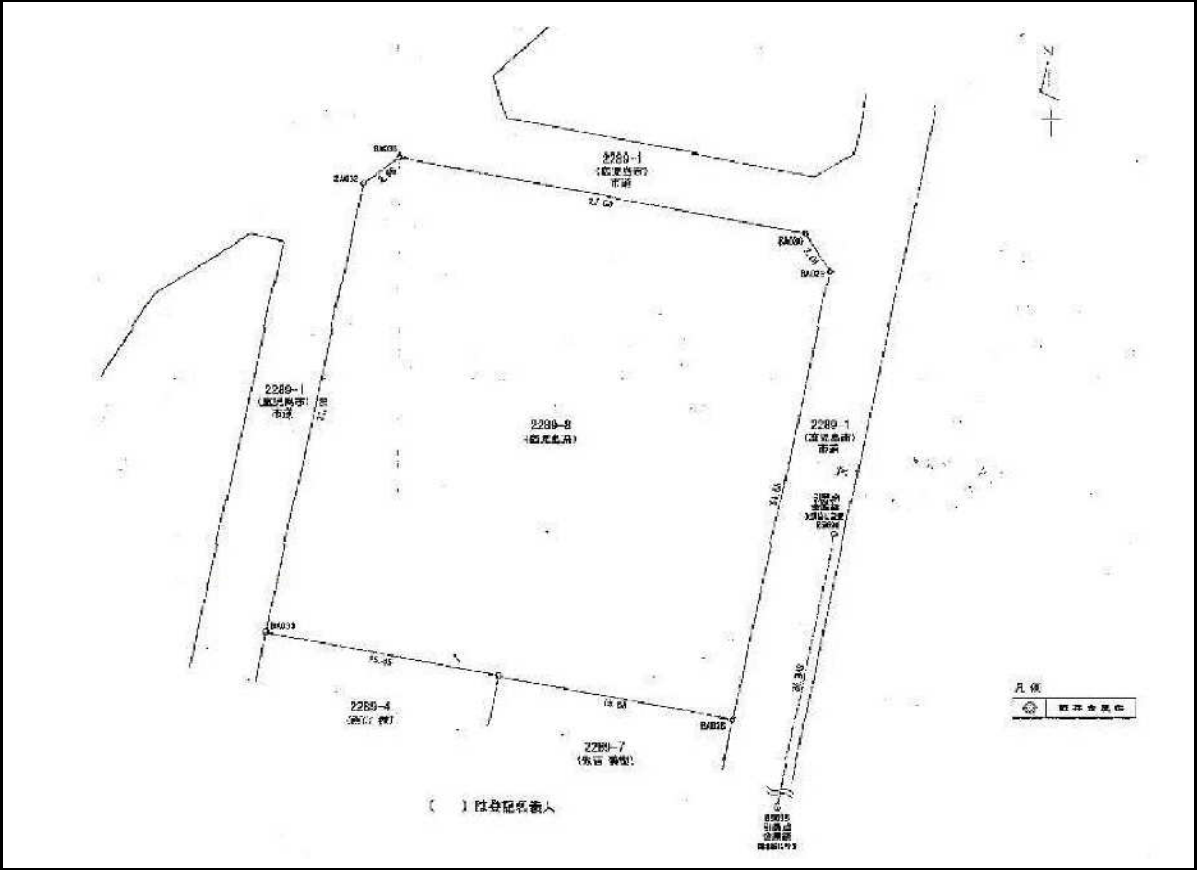
○埋蔵文化財：鹿児島市教育委員会文化財課（099-227-1962）

物件名	旧大成寮
-----	------

周 辺 図

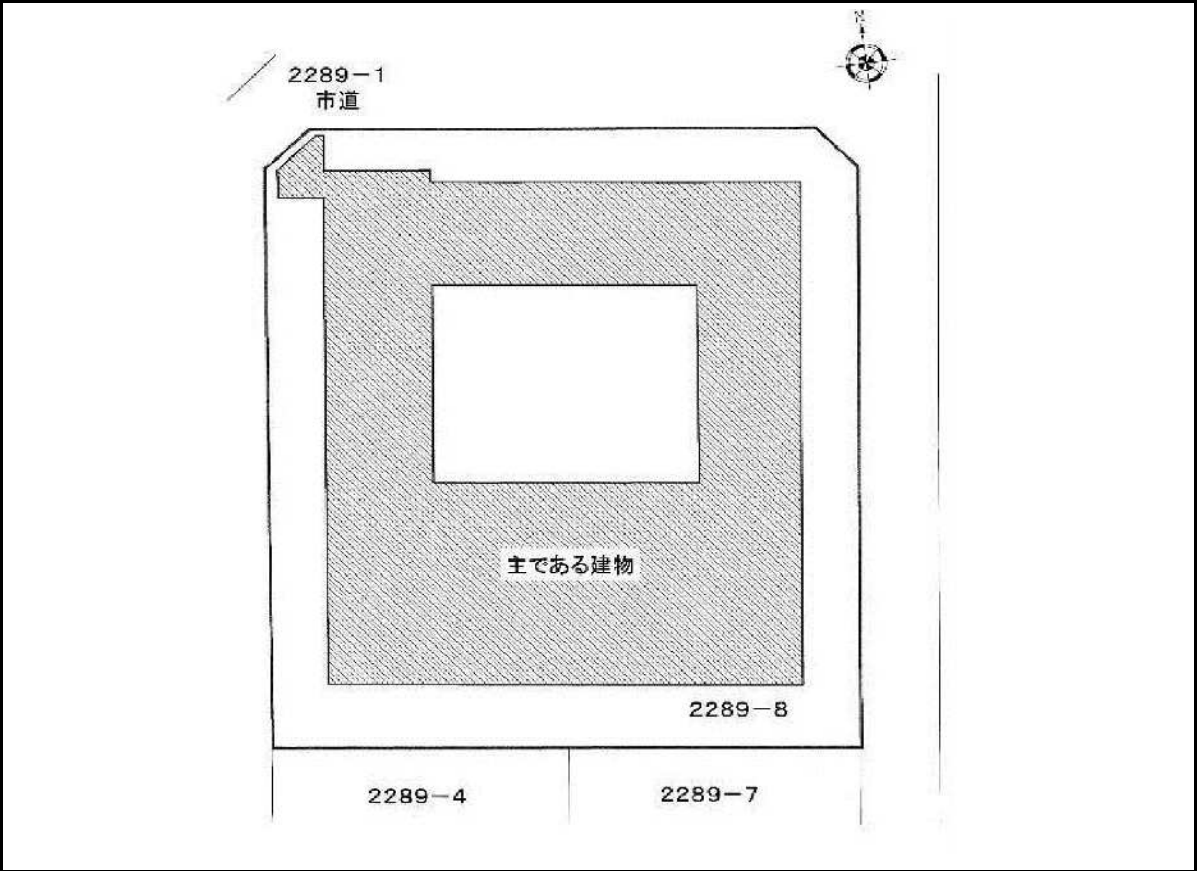


概 要 図

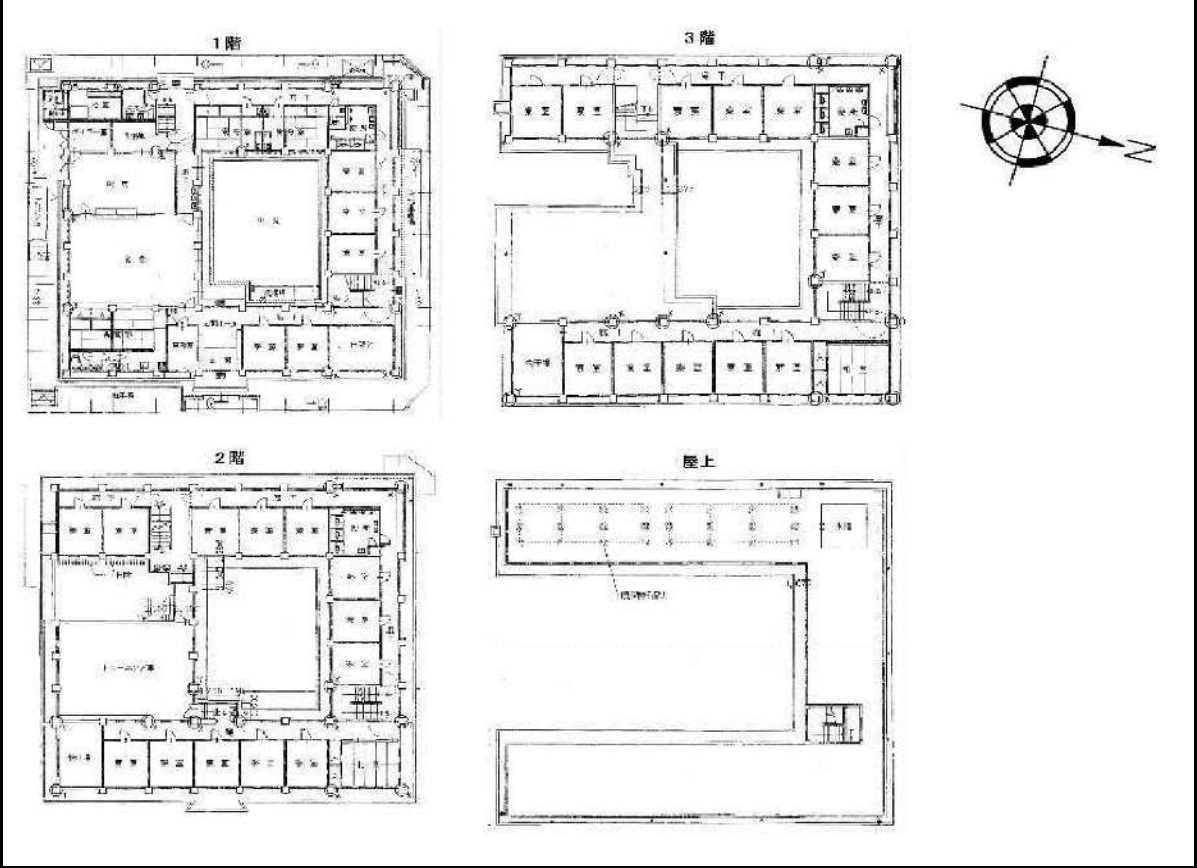


物件名	旧大成寮
-----	------

土地建物位置関係図



間 取 図



物 件 調 書

物件名： 旧始良警察署（庁舎）跡地

所在地		始良市加治木町港町131番27					
住居表示							
面積等		面積	3,606.88㎡	地目	宅地	形状	詳細のとおり
最低売却価格		78,726,000円					
接面道路の幅員		・ 東側：幅員約11mの県道加治木港線に面する。 ・ 南，北側が幅員約6m，西側が約4.5mの市道に面する。					
基 づ く 制 限	都市計画法 または 建築基準法	区分区域の有無		有	都市計画区域（非線引）		
		用途地域の内外		内	第二種住居地域		
		建ぺい率		70%	容積率		200%
	その他の 法律	防火地域等指定		無	文化財保護等指定		無
		その他の制限		無			
私道の負担等 に関する事項		無	負担の内容				
			負担の内容				
供給処理施設 の状況				事業所名		電話番号	
		電気	可	九州電力(株) 霧島営業所		0120-879-564	
		上水道	可	始良市水道事業部 管理課		0995-65-3450	
		下水道	不可				
		都市 ガス	可	加治木ガス(株)		0995-63-3151	
交通機関		鉄道	ＪＲ日豊本線 加治木駅 約1.5km				
		バス	南国交通路線バス停留所 加治木港 約110m				
公共施設等物件 からの直線距離		役場	始良市役所 加治木総合支所		物件の北西方 約0.7km		
		小学校	始良市立 柁城小学校		物件の北方 約1.1km		
		中学校	始良市立 加治木中学校		物件の北方 約1.7km		

物 件 調 書

物件名： 旧始良警察署（庁舎）跡地

参 考 事 項

- ・ 本地の境界は明確です。
- ・ 本地は四方が道路に面しています。
- ・ 上水道の給水負担金は納付済みです。
- ・ 本地の北東端付近に上水道の量水器が埋設されています。移設・廃止の際の費用は購入者の負担になります。
- ・ 下水道は，下水道認可区域外のため，浄化槽の設置が必要です。
- ・ 本地内に電柱が設置されています。また，上空に空中線があります。詳細は関係事業所にお問い合わせください。
- ・ 建ぺい率と容積率は，立地状況等で制限や緩和を受ける場合があるので，関係課へ内容の確認を行ってください。
- ・ 本地は，周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれませんが，埋蔵文化財はその性格上未発見の場合がありますので，遺跡や遺構を発見した場合には，現状を変更することなく，速やかに始良市教育委員会に届けてください。
- ・ 本地は，平成25年度まで始良警察署庁舎として利用されていましたが，平成26年度に建物及び浄化槽の解体撤去を行っています。

＜お問い合わせ先＞

- 上水道：始良市水道事業部管理課（0995-65-3450）
- 下水道：始良市市民生活部生活環境課（0995-66-3189）
- 電柱等：九州電力送配電(株)霧島配電営業所（0800-777-9448）
- 建ぺい率・容積率：始良市都市計画課（0995-66-3407）
- 埋蔵文化財：始良市教育委員会社会教育課（0995-62-2111）

物件名	旧始良警察署（庁舎）跡地
-----	--------------

